

# 長浜市森づくり計画 (長浜市森林整備計画)

自 平成24年4月1日

至 平成32年3月31日 (一部変更平成26年4月)



# 目 次

第1 長浜市森づくり計画の考え方	1
1. 計画の位置づけ	2
2. 計画の性格と構成	3
3. 計画期間	3
第2 長浜市の森林・林業の現状	4
1. 国内外および県の情勢	5
2. 長浜市の現状と課題	8
第3 森林づくりの方向性と基本施策	11
1. 森林づくりの方向性	12
2. 基本施策	13
(1) 森林の大切さの啓発と魅力の発信	13
(2) 市民が参画する森林づくり	14
(3) 次代の森林を支える人づくり	16
(4) 森林資源の利用拡大	18
(5) 効率的な木材生産	21
(6) 多様な森林づくり	24
第4 森林整備に関する事項	29
1. 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	30
2. 造林に関する事項	32
3. 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法 その他間伐および保育の基準	36
4. 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	39
5. 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	41
6. 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項	45
7. その他森林整備の方法に関し必要な事項	45
第5 計画の実現に向けて	49
1. 推進体制	50
2. 進行管理	50
参考資料	51
用語集	56

## 第1 長浜市森づくり計画の考え方

1. 計画の位置づけ
2. 計画の性格と構成
3. 計画期間



## ■ 第1 長浜市森づくり計画の考え方

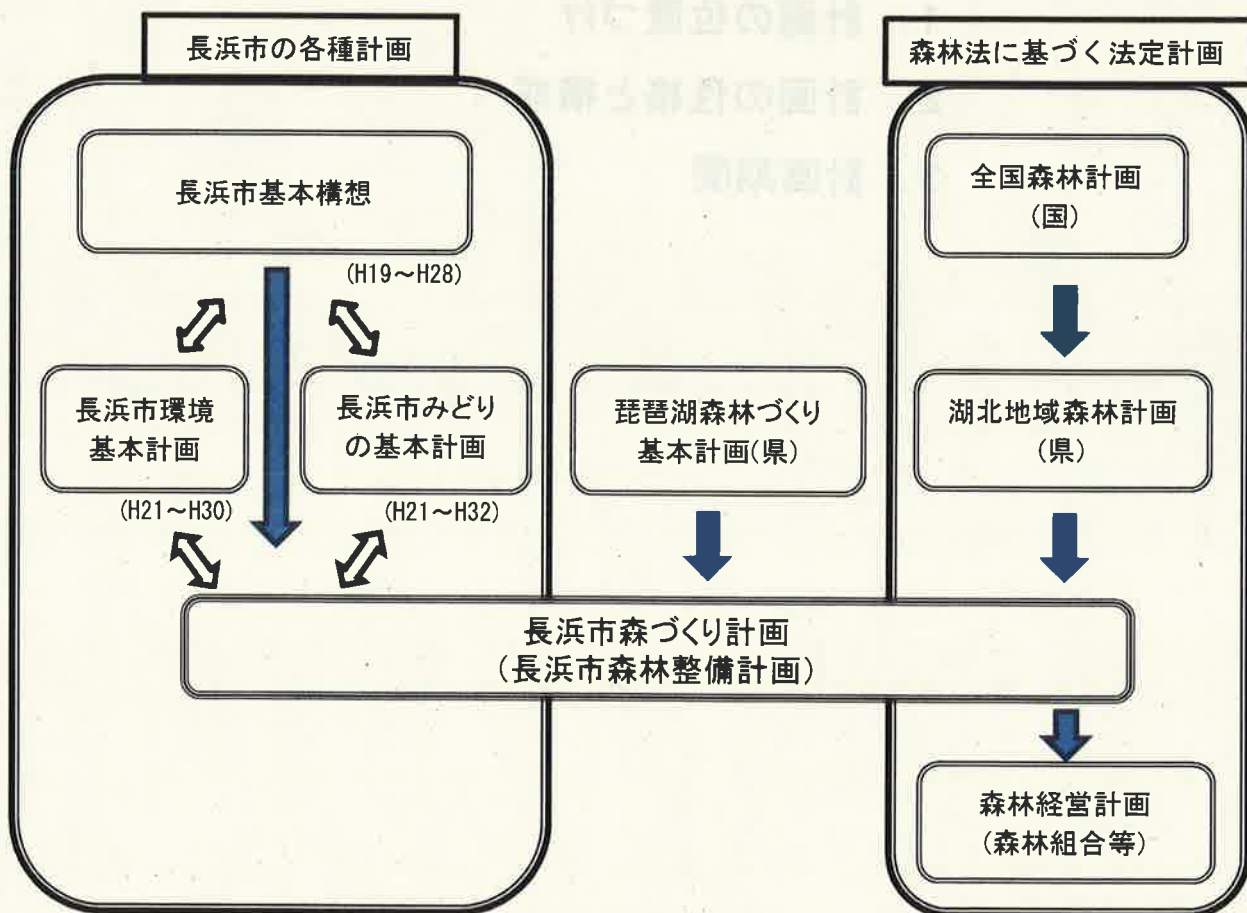
### 1. 計画の位置づけ

『長浜市森づくり計画』は、長浜市の森林・林業の目指す姿や基本施策を明確にし、市民のみなさんと行政が一体となって、長浜市の森林・林業施策を推進するための総合計画です。

長浜市の将来像等を示した『長浜市基本構想』、自然環境保全や都市緑化等の施策を示した『長浜市環境基本計画』、『長浜しみどりの基本計画』など関係する各種計画との整合を図っています。

また、本計画は、森林法第10条の5に基づく、造林から伐採までの森林施業に関する技術基準等を示した法定計画としても位置づけています。

〔計画の体系〕



## ■ 第1 長浜市森づくり計画の考え方

### 2. 計画の性格と構成

従来の長浜市森林整備計画では、国が示す森林の3区分に応じた森林整備の「基本方針」や植栽や保育、伐採などの「施業技術」を中心に明示していましたが、市民のみなさんにより分かりやすい計画書とするため、本市における森林・林業の現状・課題を踏まえた対策の方向性、その実現に向けた基本施策などを新たに加えるなど、計画書の構成および内容について見直しを行いました。

### 3. 計画期間

○長浜市森づくり計画 平成24年4月から平成32年3月まで

〔長浜市森林整備計画 平成22年4月から平成32年3月まで  
<平成24年3月変更>〕



賤ヶ岳からの風景（長浜市木之本町大音）

## 第2 長浜市の森林・林業の現状

1. 国内外および県の情勢
2. 長浜市の現状と課題



## ■ 第2 長浜市の森林・林業の現状

### 1. 国内外および県の情勢

#### (1) 世界的に減少する森林

2000年から2010年までの10年間に、年平均521万ha（日本の国土面積の約14%）の森林が減少しています。特に、アフリカや南米では、主に熱帯林の伐採により大規模に森林が減少し、地球温暖化、生物多様性の損失、砂漠化の進行等、地球規模での環境問題をさらに深刻化させるおそれがあります。

#### (2) 森林整備や保安林指定を通じた森林吸収源対策

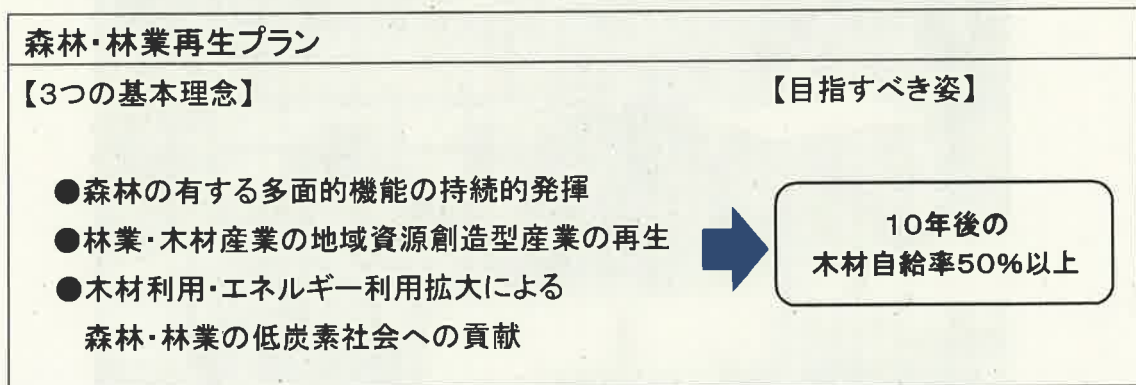
京都議定書に基づく温室効果ガス6%削減約束のうち、森林の吸収源対策によって3.8%を確保することが平成20年の閣議で決定されています。平成20年度における日本の森林吸収量は3.4%で、引き続き、森林吸収源対策等の取り組みを着実に進めることが必要です。

#### (3) 日本の木材自給率

日本の木材自給率は、外材輸入量の増加と林業の採算性の悪化等により平成14年（2002年）には過去最低の18.2%になりました。しかし、平成21年（2009年）には、ロシアの丸太輸出関税引き上げ等の影響により、日本の木材自給率は27.8%まで上昇しました。

#### (4) 森林・林業再生プラン

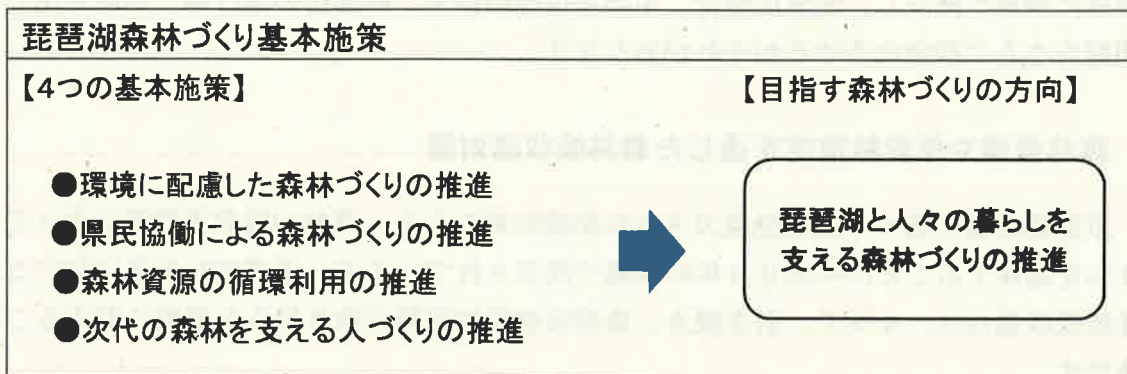
平成21年（2009年）、農林水産省は、日本の森林・林業を再生する指針となる「森林・林業再生プラン」を策定しました。



## ■ 第2 長浜市の森林・林業の現状

### (5) 滋賀県の森林・林業の目指す方向

滋賀県では、平成16年（2004年）に『琵琶湖森林づくり条例』を施行し、この条例に基づき『琵琶湖森林づくり基本計画（平成17～32年度）』が策定され、平成22年度には、一部が改訂されています。



滝と溪流の高山キャンプ場（長浜市高山町）



## トピックス 1

### ◆森林吸収源対策

地球温暖化防止に向けた取り組みを国際的に進めるため、1997年に京都で開かれた第3回気候変動枠組条約の締約国会議(COP3)において、先進国の温室効果ガス排出量の削減目標を定めた「京都議定書」が採択されました。さらに、2005年2月には、ロシアが批准したことにもない「京都議定書」が発行されました。この議定書の中で、日本は1990年比で6%の温室効果ガスの排出削減目標が定められました。

また、温室効果ガスの削減目標を達成するため、森林の二酸化炭素吸収の促進により、削減目標の6%のうち3.8%(1,300万炭素トン)まで計上することが認められました。

「京都議定書」では、森林による二酸化炭素の吸収を促進する手法として「新規植林」、「再植林」、「森林経営」の3種類が示されています。

○京都議定書で二酸化炭素の吸収源として認められる森林(第一約束期間:H20~H24)

#### 1. 新規植林：過去50年森林がなかった土地に植林(対象地ごくわずか)



#### 2. 再植林：1990年以來一度も森林でなかった土地に植林(対象地ごくわずか)



#### 3. 森林経営：持続可能な方法で多様な機能を十分に発揮するための作業

①1990年以降、適切な森林施業が行われていること(下刈り、除伐、間伐等)

②法令等により伐採・転用規制等の保護・保全措置がとられていること(保安林や自然公園の指定)



### ◆外国人や外国法人による森林買収

将来、国際的に飲料水の需要が増加し、おいしい水や安全な水が不足することが予測され、海外の大手企業は水事業への参入や水資源への投資を進めています

日本の水は世界でも屈指のおいしさを誇るため、水源地とその背景にある水源地林は貴重な資源として守ることは非常に重要です。

外国人・外国法人による森林取得の事例

(平成18~22年)

都道府県	件数	森林面積(ha)
北海道	36	604
山形県	1	10
神奈川県	1	0.6
長野県	1	3
兵庫県	1	2
計	40	620

※利用目的：資産保有、別荘等

## ■ 第2 長浜市の森林・林業の現状

### 1. 長浜市の現状と課題

#### (1) 長浜市の概況

長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。市の東部には、県下第2位の標高を誇る金糞岳（1,317m）があり、南に下ると七尾山につながり、さらに南には、横山丘陵がある。また、金糞岳から東北部には、土倉岳、三国岳、横山岳などの1,000m級の山々が連なります。

河川は、姉川や高時川、余呉川等がラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に注ぎ、中央には、豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。

市の総面積は68,079haで、その内森林面積は37,301ha、総面積の約55%を占め、その内訳は、私有林32,486ha、公有林1,513ha、国有林3,302haとなっています。

#### (2) 長浜市の森林の現状と課題

##### <奥山林>

河川の上流域にある奥山林は、天然のスギを交えたブナやミズナラ林などの豊かな天然林が広がり、琵琶湖の水源として、水源かん養機能を発揮させる重要な役割を果たしています。

##### <人工林>

長浜市の人工林は、戦後の復興等の木材需要に応えるため、政府が行った「拡大造林政策」に基づいて、スギ・ヒノキを中心に造林が進められ、林業生産活動が行われてきました。しかし、森林所有者の高齢化や林業労働者の減少、外国産材の大量輸入等により木材価格の低迷など多くの要因が重なり、適正な時期に保育や間伐等の森林整備が行われず、放置された人工林が数多く見られるようになりました。

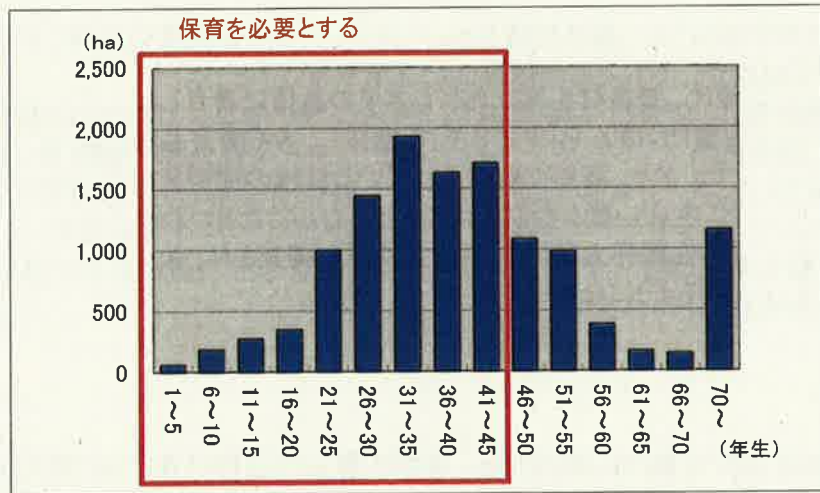
長浜市の人工林のうち、これから手入れが必要な森林（45年生以下）は、69%（8,574ha）となります。また、長浜市は、県南部と比べると日照時間が短く、積雪量が多いため、ヒノキよりも生長が早いスギが多く植栽されたため、人工林では、スギが90%以上を占めています。

##### <里山林>

里山林は、かつて薪等の家庭用燃料や農業に必要な肥料・飼料の採取場所として、生活に欠かせないものでした。しかし、拡大造林の時期と重なった「燃料革命」により家庭燃料は、木炭や薪から電気・ガス・石油に大きく切り替わり、里山林は放置されるようになりました。放置され利用されなくなった里山林は、ナラ枯れやマツ枯れ等の森林病害虫による被害が発生し、森林の地盤力の低下を招きました。また、藪化した里山林は、シカやイノシシの棲息地となり、森林だけでなく、田畑にも大きな被害をもたらすようになりました。

## ■ 第2 長浜市の森林・林業の現状

〔人工林の林齢別面積〕



### ＜市民意識＞

平成23年9月に本計画の策定資料とするためアンケート調査を実施しました。調査に基づく、森林・林業に関する市民のみなさんの意識は次のとおりです。

○森林に親しみを感じますか

「親しみを感じる」または「ある程度親しみを感じる」を選択された方 74%

○下草刈や間伐などの森林の手入れのためのボランティア活動に参加したいと思いませんか。

「参加したい」または「どちらかと言えば参加したい」を選択された方 26%

市民の森林に対する意識は、親しみを感じる方が非常に多く、森林ボランティア活動にも参加しても良いという方が4人に1人の割合でおられ、森林への積極的な関わりを求められていることが伺えます。

また、「小学校や中学校の校舎等の学校施設を木造化すること」や「森林や田畑の獣害対策」、「キャンプ場等のふれあいの場の提供」を望む回答が多くありました。



チェーンソーアート研修会（長浜市西浅井町大浦）



## トピックス2

### ◆谷口林業地

谷口地域(旧浅井町谷口)は、森林面積 92ha のほか、自給する程度の田畑しかなく、森林は古くから小面積でも収益が上げられる択伐方式で経営されてきました。

本地域では、明治時代、優良材生産におけるスギの品種に着目し、地元で自生する天然スギや口伝えによる太郎右衛門スギから「タネスギ」を選抜し、スギ優良品種「田根1号、2号」の系統分離の基礎を築きました。また、高値で取引されている材種の究明を行い、枝打ちによる年輪幅(2mm)の均整のとれた、色合い豊かな材を作ることに心がけたといわれています。

昭和 28 年、京都大学佐藤弥太郎博士が経営状態を調査され、公表されたことにより「谷口林業地」は全国的に知られるようになりました。

### ◆マタロクスギ

大見地域(旧木之本町大見)は、明治時代、地域の繁栄は造林以外ないと考えられ、スギ優良品種の育成を志し、地域で自生する天然スギから「マタロクスギ」を選抜しました。また、芯材が赤いことから「又六赤」とも言われるようになり、湖北地方の優良品種として「又六赤」が尊ばれ、スギ在来品種として造林されてきました。また、昭和時代には、本地域で挿し木による優良苗木の大量生産を行うとともに、雪害防止対策から階段造林を取り入れ造林推進にも貢献しました。旧伊香郡内の各神社境内に植栽されたことは有名です。

### ◆山門水源の森

長浜市西浅井町の北端に位置する「山門水源の森」は、面積 63.5ha の大きさを持つ県所有の保安林です。この森には、ブナ林・アカガシ林・アカマツ・コナラ林・スギ・ヒノキの植林の他に、この森に降った雨水がたまってできた山門湿原があります。この湿原はミズゴケを主とする高層湿原で、約3万年の歴史をもち、泥炭層は6メートルに達しています。ミツガシワ・サギソウ・エゾリンドウ・ヒツジグサなど貴重な植物の宝庫となっています。また、1995年に林野庁「水源の森」100選に指定、2001年に環境省の「日本の重要湿地 500」に認定され、2008年には滋賀県条例により「山門湿原ミツガシワ等生育保護地区」に指定されました。



谷口林業地 (長浜市谷口町)



山門水源の森 (長浜市西浅井町山門)



## 第3 森林づくりの方向性と基本施策

1. 森林づくりの方向性
2. 基本施策
  - (1) 森林の大切さの啓発と魅力の発信
  - (2) 市民が参画する森林づくり
  - (3) 次代の森林を支える人づくり
  - (4) 森林資源の利用拡大
  - (5) 効率的な木材生産
  - (6) 多様な森林づくり

## ■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

### 1. 森林づくりの方向性

#### ◆目指すべき姿

『守り・育て・活かす』緑豊かな森づくりを目指します

森林は琵琶湖の水をはぐくみ、市民に多くの恵みを与えてくれます。森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て活用します。



#### ◆基本方針

長浜市民による長浜市の森づくりを推進します  
～森林は市の貴重な財産として、市民全体で森林を守ります～

市民に多くの恵みを与え、市民の暮らしを支える森林を長浜市のかげがえのない貴重な財産として、森林所有者のみに任せるのではなく市民全体で森林を守ります。

#### ◆基本施策

##### (1) 森林の大切さの啓発と魅力の発信

森林の大切さ、魅力などの情報を発信し、森林の重要性について理解を深めていただき、市民のみなさんの関心を高めることを推進します。

##### (2) 市民が参画する森林づくり

森林づくり団体、市民団体、森林所有者、企業などが主体的に里山の保全活動を実践されることを推進します。

##### (3) 次代の森林を支える人づくり

さまざまな世代で森林環境学習が進められ、森林の重要性が広く認識されるとともに、森林づくりを支える人材の確保・育成を推進します。

##### (4) 森林資源の利用拡大

長浜市の森林から産出された木材を公共施設や住宅等、さらには木質バイオマスエネルギーに活用されるとともに、長浜市産木材の適正な流通が確保されることを推進します。

##### (5) 効率的な木材生産

森林境界の明確化を進めるとともに、施業の集約化や高性能林業機械の利用により効率的な木材生産が行われることを推進します。

##### (6) 多様な森林づくり

森林の公益的機能、病虫獣害対策、森林の気象災害、遺跡や史跡に調和した森林など、さまざまな問題や目的に応じた森林づくりを推進します。

## 2. 基本施策

### (1) 森林の大切さの啓発と魅力の発信

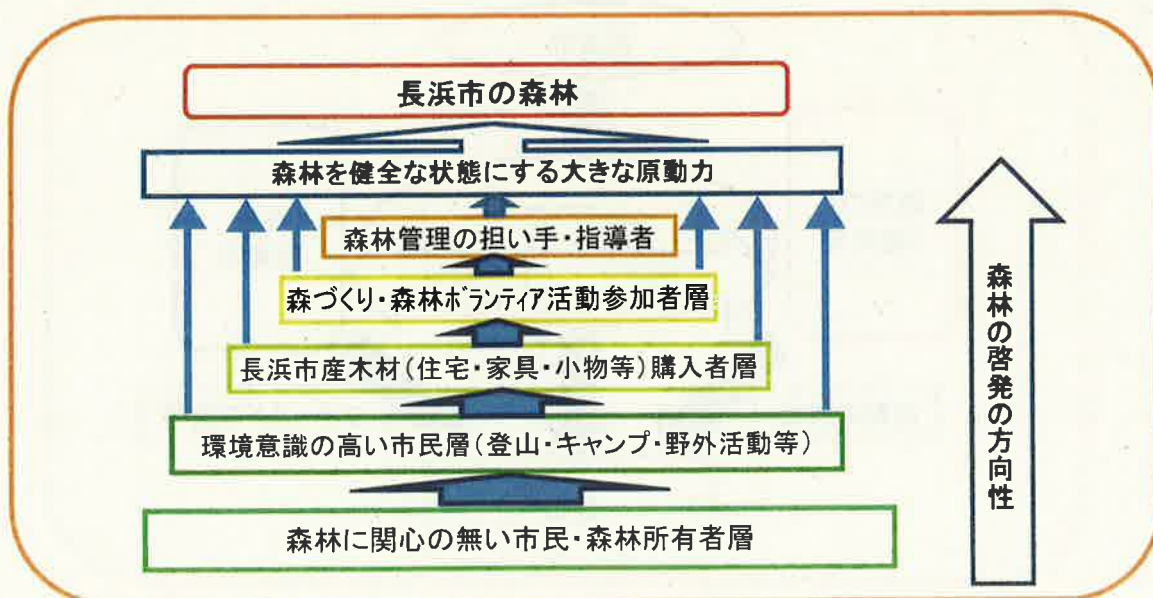
市民の暮らしに欠かせない森林の多面的機能が持続的に発揮されるために、森林に対する市民の関心や理解が深まるよう啓発や情報発信が求められています。

#### 【課題】

- 地球温暖化や気候変動により、市民の環境意識が高まっていますが、市民生活と森林との関わりが希薄になったことから、身近な森林に対する市民の関心が薄れています。
- 風景として眺める森林は数多くありますが、気軽に森林内に入り、さわやかな空気や樹木の香りを感じられる森林が少ないため、森林の様子を知る機会が減っています。
- 森林に最も身近な山村部においても、森林所有者の高齢化や森林の境界や場所が不明瞭となり森林に行くことが少なくなり、森林との関わりが失われてきています。
- 森林に関するイベントやツアーが少なく、気軽に森林体験をする機会が少ない状況です。また、林業に関する講習会や情報が少なく、森林所有者が専門的な林業の知識や技術を習得することは困難な状況です。

#### 【対策】

- 市民の森林に対する関心度は多段階であり、各関心度の段階に対応した広報手段を検討し啓発を進めます。
- 森林の大切さや魅力、森林・林業の現状について情報発信を進めます。
- グリーン・ツーリズムや森林セラピー等の楽しみながら森林を体験できるイベントを推進し、安全で気軽に楽しめる生活環境保全林や森林施設を整備し情報を提供します。
- 長浜市の森林は、近畿1,400万人の水利用を支える琵琶湖の貴重な水源林としての役割が大きく、県が制定した「びわ湖水源のもりの日」、「びわ湖水源のもりづくり月間」を中心に、市民や下流域の水利用者に対し、琵琶湖を守る森林の大切さの普及を推進します。



### ■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

#### (2) 市民が参画する森林づくり

里山林は、利用や整備がされなくなり、マツ枯れやナラ枯れ等が発生し、森林機能が失われてきています。また、灌木や竹等により藪化し、野生動物の棲息地となり、周辺に大きな獣害をもたらすようになりました。このため、森林所有者だけではなく、市民、企業や事業者等、多くの方々の協力により、里山林の手入れを行うことが望まれています。

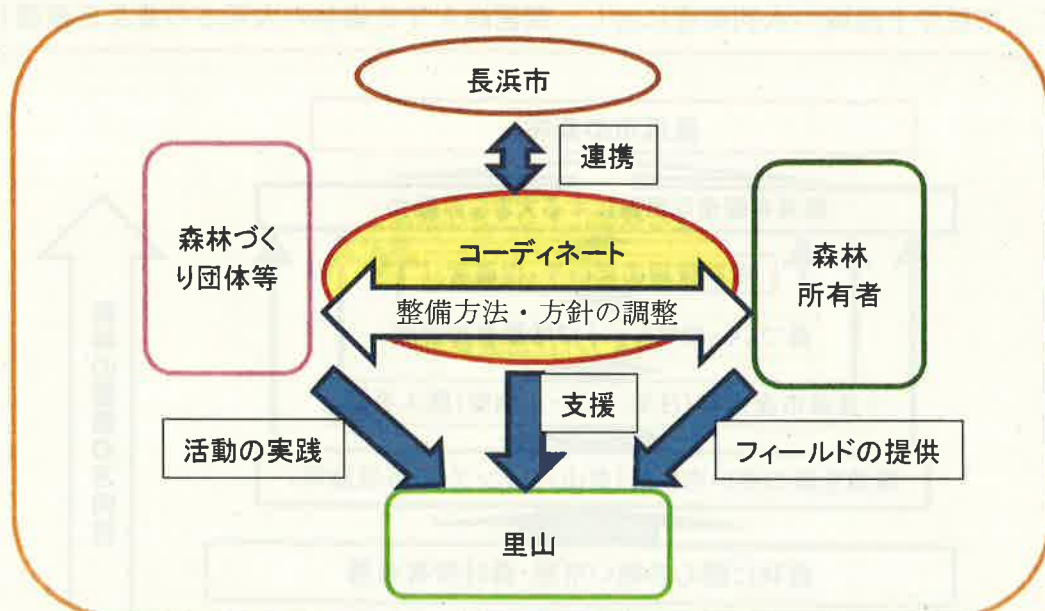
#### <市民>

##### 【課題】

- 里山林を適正に管理するためには、長期の管理・整備方針を定めて手入れを行う必要がありますが、里山林の知識や技術があり、指導できる人材は限られています。
- 森林づくり団体は微増傾向にありますが、活動成果が不明瞭で、運営経費が乏しく、事務局業務が大変なことなどから団体が継続して活動することは難しい状況です。
- 森林づくり団体が、きのこや薪、間伐材等の森林の恵みを得ながら、自由に活動できるフィールドを探すことは難しい状況です。

##### 【対策】

- 里山の保全活動が推進されるよう、森林づくり団体、森林所有者、長浜市などが連携して進める新たな仕組みづくりに努めます。
- 森林づくり団体や市民のみなさん等が森林の恵みを得ながら、自由に活動できるフィールドを提供することを検討します。
- 森林づくり団体の活動が森林や里山の恵みを活かした充実した活動となるよう指導者の育成や講習会の開催を推進します。





<企業>

【課題】

- 森林の恩恵を等しく受けている市民のみなさん同様、企業のみなさんにも、長浜市の一員として、森林づくりを通じて、地域に社会貢献活動を行うことが望まれています。
- 市内において、工場敷地内の緑化活動を積極的に行っている企業は多くありますが、森林づくりを通じた社会貢献活動については十分には認知されていない状況です。
- 企業の本社がある都市圏から活動フィールドが遠いため企業から敬遠されている恐れがあります。

【対策】

- 企業への森林に対する社会貢献活動や県の森林CO<sub>2</sub>吸収認証制度への普及啓発を進めます。
- 県の琵琶湖森林づくりパートナー協定の制度を活用した森林づくりを推進します。
- 企業の社員や福利厚生としての森林体験活動を推進します。



横山はらっぱ倶楽部の里山整備活動（長浜市名越町四面山）

## ■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

### (3) 次代の森林を支える人づくり

長浜市の森林を健全な姿で、次の世代に引き継ぐためには、森林づくりの重要性を理解する市民を、様々な世代で育てる必要があります。また、森林の整備を適切に行うためには、意欲ある森林所有者や林業技術を有する森林作業員が必要であり、これら人材の育成が望まれています。

#### <市民への森林環境学習>

##### 【課題】

- 長浜市の小学4年生は、長浜市高山町の高山キャンプ場等で森林環境学習「やまのこ」事業に参加し、森林の働きや水源地の観察等を行っていますが、学習プログラムやスタッフを充実させる必要があります。また、家庭や居住地周辺において「やまのこ」で体験した内容を身近で実践できる環境を整える必要があります。
- 様々な世代が参加できる森林環境学習の機会が少ないと考えられます。

##### 【対策】

- 高山キャンプ場のフィールドの整備や市民のみなさんの意見を取り入れ、学校教員とともに森林環境学習プログラムの開発を推進します。
- 「やまのこ」卒業生のフォローアップや親子で参加できる森林環境学習を推進します。
- 緑の少年団が行う「緑を愛し、緑を守り育てる」目的の学習会や体験活動等を支援します。
- 森林づくり体験や木とのふれあいの場として、山門水源の森、生活環境保全林、私有林等の活用を進めます。

#### <意欲ある森林所有者・グループの育成>

##### 【課題】

- 過疎化の進行に伴い不在村森林所有者が増加しています。また、林業経営の採算性悪化により森林所有者の森林管理・経営意欲が減退しています。
- 林業研究グループは、優良材生産のための施業技術の研究や技術の伝承など様々な活動を行ってきましたが、高齢化にともない会員数が減少し、地域の森林づくり活動の減衰が危惧されます。

##### 【対策】

- 森林所有者の責任として、所有している森林の境界や状況を把握するため、自ら森林へ出向くよう喚起・啓発することを促進します。
- 県・市・森林組合が連携して森林所有者に働きかけ、指導林家や林業研究グループ等の協力を得ながら、森林所有者の森林管理・経営意欲を喚起します。
- 林業研究グループの活動が充実し、幅広い年代の会員が増加するよう支援します。

### ■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

#### <森林作業員の育成>

##### 【課題】

○本市の森林は保育・間伐等の施業を行う必要がある森林が多いにも関わらず、森林作業員の高齢化により労働力が不足してきています。また、就労条件の整備が課題となっています。

##### 【対策】

- 森林作業員の月給制雇用を促進するとともに、就労条件の整備により森林作業員の養成確保や他地域からの森林作業員を志す若者の受け入れ体制の整備を促進します。
- 作業の効率化、安全性の確保を図るため、高性能林業機械の導入を促進し、技術・技能の向上を図ることを支援します。



森林環境学習「やまのこ」(長浜市高山町)



ツリーハウスづくり(長浜市西浅井町山門)



## ■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

### (4) 森林資源の利用拡大

長浜市の森林資源は、市内の需要に十分に応えられる蓄積量を有していますが、利用が進まないことから、適切な森林管理がされなくなっています。このため、様々な分野で積極的に森林資源を活用することにより、適切に森林が整備されることが望まれています。

#### <木造住宅の建築>

##### 【課題】

- 環境意識の高まりから、地域材を利用した産直住宅やエコハウスなどに関心を示す施主が増えつつありますが十分な需要には至っていません。
- 長浜市産木材を活用することが地域の経済、森林・林業の活性化につながることは理解されていますが、十分に住宅に活かされている状況ではありません。

##### 【対策】

- 木材の暖かさや優しさ等、優れた特徴を活かした長浜市産木材を活用した住宅の建築を推進します。
- 木の良さや木材利用の大切さなどの関係機関と連携して啓発を進めます。

#### <公共施設での木材利用>

##### 【課題】

- 長浜市産木材の流通量が少ないため、公共施設に必要とされる品質や規格を有する大量の木材を迅速、安定的に調達することが難しい状況です。
- 長浜市産木材の流通を確保するためには、長浜市産木材を継続して公共施設に利用し、毎年一定量の需要を生み出すことが必要です。

##### 【対策】

- 長浜市産木材を利用した公共施設の木造化・内装木質化、木製備品の設置を進めます。また、施設周辺における外構等のエクステリアに長浜市産木材を活用することを検討します。
- 長浜市役所内の関係課が連携し、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年5月26日法律第36号）」に基づき、公共施設の長浜市産木材の活用を進めます。

#### <木材流通システム>

##### 【課題】

- 住宅着工数の減少にともない木材需要は減少していますが、外材から国産材への転換傾向は今後も続くと考えられ、早急に木材流通システムの構築が望まれています。
- 需要の動向に応じて効率的に木材を安定的に流通させる需給調整機関がなく、集積・運搬体制も脆弱です。



## ■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

### 【対策】

- 木材の適正な仕分けによりA材（建築用材, 通直）、B材（合板・集成材用, 微小曲り）C材（チップ用）を正確に区分し、効率的な集積・運搬体制のもと、それぞれの材種に応じた流通経路により販売されることを促進します。
- A材は、市内木材市場の「競り売り」により売却、B材、C材は中間流通拠点に集積し、県全体の木材の需給調整を図るとともに、ロット量を増やすことに協力します。また、大手集成材・合板メーカーへ高値で販売されることを支援します。

### <木質バイオマスエネルギー利用>

#### 【課題】

- 東北地方太平洋沖地震とその後の津波により発生した原子力発電所の事故により、木質バイオマスエネルギー利用についての関心が高まっていますが、家庭や事業体の使用において、煙や臭い、コストや燃料調達で課題があります。

#### 【対策】

- 長浜市の木質バイオマス資源を発電やボイラー等でのエネルギー源等として利活用を促進します。
- 化石燃料の代替燃料として、木質バイオマスを燃料とするストーブ等の利用を促進します。

### <竹の利用>

#### 【課題】

- 竹材・タケノコの需要が少なくなり、里山の竹林は整備されなくなりました。このため、里山の生物多様性や景観に悪影響を与え、野生動物の生息地となり、周辺に大きな被害をもたらしています。また、伐採された竹の処分にも大きな労力と費用が発生します。
- 周辺の森林に竹林が拡大し、竹が樹木よりも樹高が高くなるため、樹木が枯れていくことが問題となっています。

#### 【対策】

- 竹の利用を促進するため竹炭の生産を推進するとともに、エネルギー源等としての新たな利用の可能性を検討します。

### <特用林産の振興>

#### 【特用林産物の利用拡大】

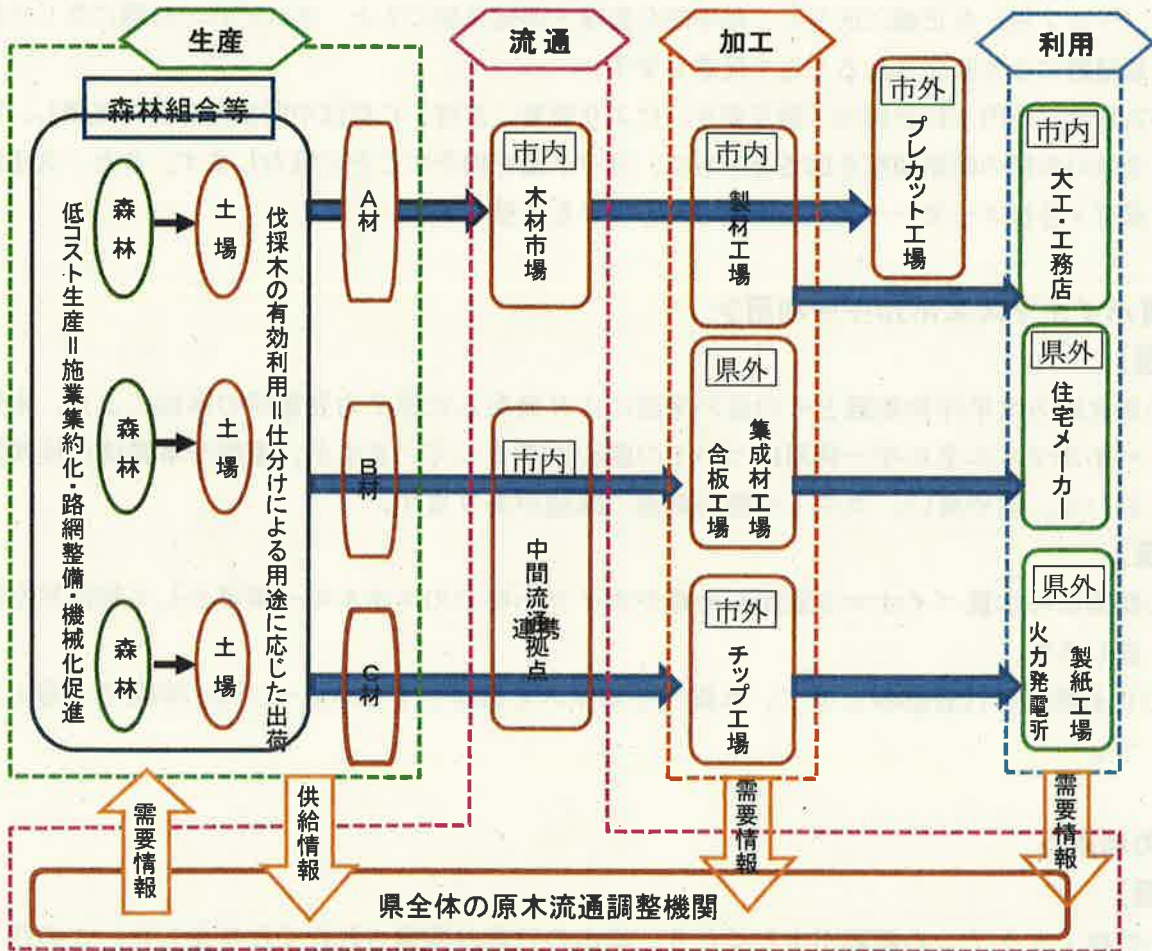
- 原木しいたけ、菌床しいたけ、自然薯、炭、竹炭、栃もち、山菜など各地域の特徴ある特用林産物の生産拡大・普及を県と連携を図りながら進めます。

【情報発信】

○様々な機会を通じて消費者に情報提供やPRを行い、消費の拡大を促進します。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

長浜市産木材生産流通体制構想図



長浜市産木材を活用した公共施設レントラ[国民宿舎つづらお荘]  
(長浜市西浅井町菅浦)

## (5) 効率的な木材生産

長浜市の人工林は、戦後に造林した樹木が利用できる時期になりつつあります。これまで、保育することに重点をおいてきましたが、これからは、「搬出・利用」という段階に進み、経費縮減し、競争力を持った木材の生産が求められています。

### 【課題】

#### < 零細な所有規模 >

○森林所有者の多くが零細な所有規模で、森林経営意欲の低下にともない、所有森林の場所や境界が不明な森林が増加しているため、森林の位置や境界を確認しデータとして保全することが必要です。

#### < 森林境界の不明な森林の増加 >

○森林所有者や地域森林精通者（地域の森林をよく知る人）の高齢化・不在化により、森林境界や森林所有者の不明な森林が増加しており、必要な森林施業や木材利用が困難になっています。

#### < 森林作業道の開設 >

○林内における林道の新規開設はコスト的に困難であることから、林況・地形・地質に応じた低コストな森林作業道の開設により路網密度を上げていくことが必要です。

#### < 作業の効率性 >

○伐倒、木寄せ、造材、搬出、トラック積載といった素材生産の一連の作業のうち、高性能林業機械による効率化は一部においてしか進んでいません。素材生産の低コスト化や林業技術者の労働強度・安全性を改善するため、高性能林業機械の導入が必要です。

### 【対策】

#### 1. 森林施業の団地化・集約化

- 森林施業の推進や境界明確化のため、自治会での森林役員の設置や組織化、また、自治会や地域づくり協議会での森林への取り組み、さらには、これらの団体と森林ボランティア団体等との連携について推進します。
- 県、市、森林組合が連携して説明会を開催し、森林所有者に対して森林境界明確化の必要性を働きかけます。
- 効率的な森林施業や木材を搬出するため、施業の集約化・団地化と一体的に森林境界明確化を進めます。



### ■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

#### 2. 路網整備と維持管理

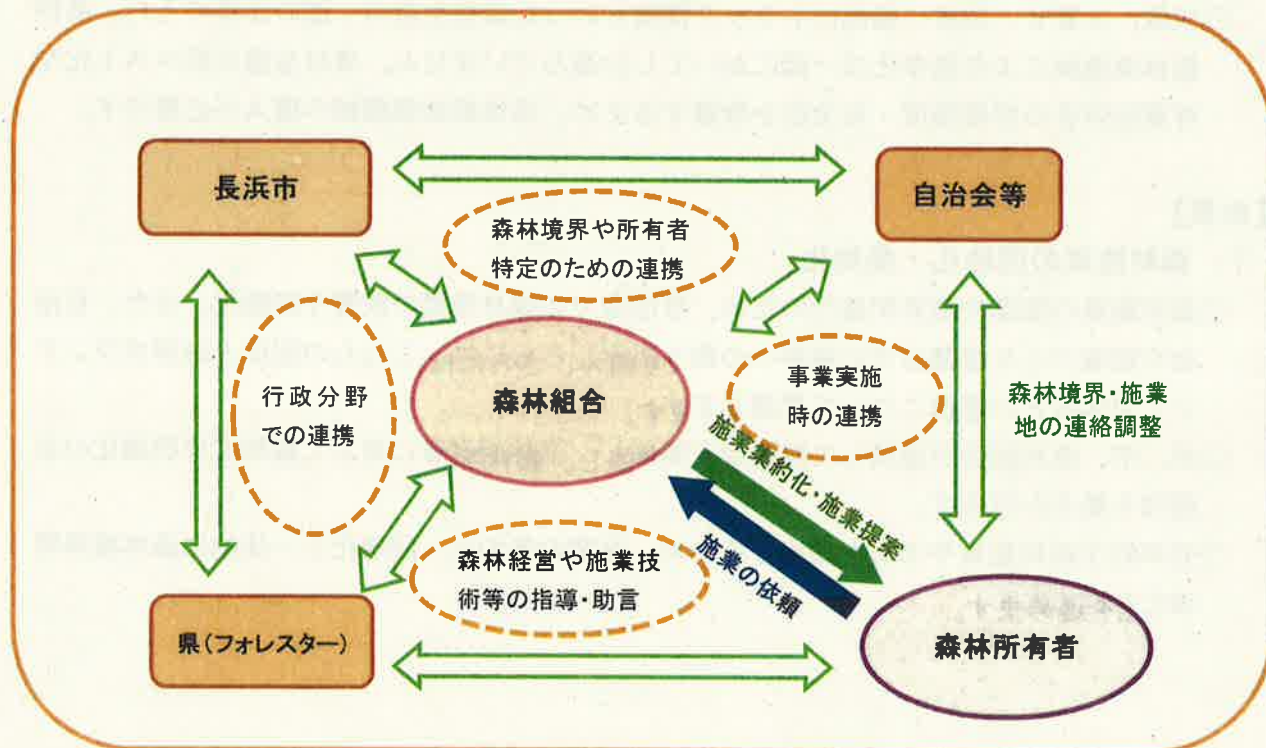
- 効率的に森林施業や木材搬出が行えるよう、林道、林業専用道および森林作業道を適切に組み合わせた林内路網整備を進めます。
- 低コストで耐久性が高く周辺環境に配慮した災害に強い森林作業道を推進します。
- 地域間を結び市民の生活道としての役割を持つ広域基幹林道については、災害時の迂回路・避難路として働きを考慮し、安心して安全な生活の確保をはかるための整備や維持管理を進めます。
- 効率的な林道の維持管理を行うため、利用区域内において、森林施業の予定が存在する路線を優先して維持管理を進めます。

- ※ 林道 : 林業生産を行うための幹線となる道  
林業専用道 : 林道を補完するための林業専用の道 (10tトラック用)  
森林作業道 : 森林施業や木材の集材・搬出を効率的に行うため、地形に沿った丈夫で簡易、経済性に優れたな道 (キャタピラ車用)

#### 3. 高性能林業機械の導入

- 木材の伐採・搬出を効率的に実施するため、高性能林業機械と林内路網を一体的に組み合わせた作業システムを促進します。
- 高性能林業機械の導入経費や長期リース等を促進します。

#### 森林境界明確化・施業集約化推進体制



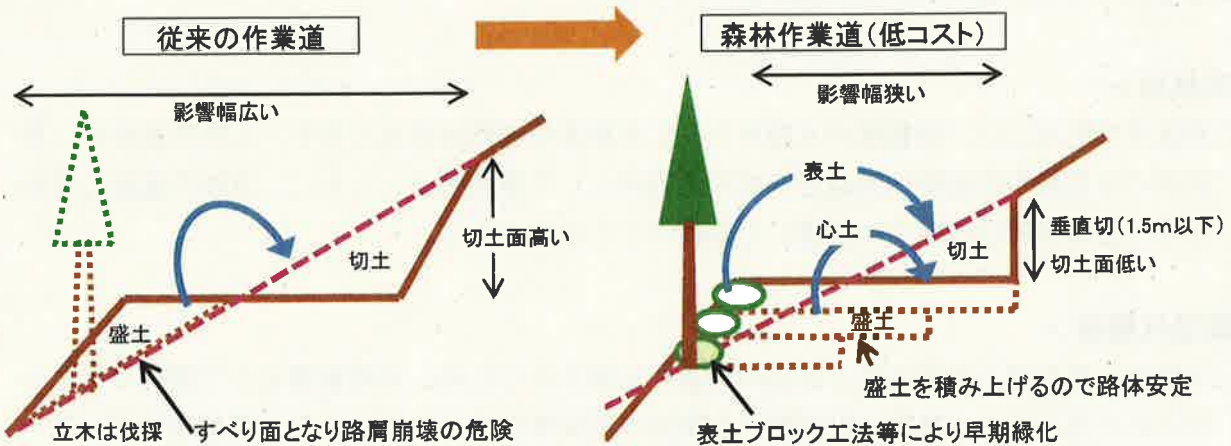


### トピックス3

#### ◆山を育てる道づくり ～安くて、壊れない道づくり（森林作業道）～

森林経営において収益を生み出すためには、高性能林業機械を用い、伐倒や集材・搬出などの木材生産経費を下げる必要があります。森林で、高性能林業機械を使用するには、森林作業道の開設が不可欠となります。また、この森林作業道は、従来の作業道とは工法が異なり、耐久性があり、低コストで設置することができます。

#### 標準断面にみる工法の違い



#### ◆低コスト生産を支える高性能林業機械

##### ○ハーベスタ

従来チェーンソーで行なっていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械です。



##### ○フォワーダ

玉切りした短幹材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械です。主として作業路上を走行します。



##### ○スイングヤーダ

主索を用いない簡易索張方式に対応し、作業中に旋回可能なブームを装備する集材機です。建設用ベースマシンに集材用ウインチを搭載し、アームをタワーとして使用する。



## ■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

### (6) 多様な森林づくり

長浜市の森林は、ブナ林に代表される冷温帯の植生からヤブツバキに代表される温暖帯の植生まで、非常に広範囲にわたる植生分布を有しています。これらの豊かな自然植生を保全しながら、長期的な視点のもとに整備の方向性を定め、市民のみなさんの意向に沿った、多様な森林づくりが求められています。

#### <天然林>

○長浜市の北部には、琵琶湖の水源林としての貴重な天然林があります。この天然林は、長浜市の自然豊かな独特の景観を形成する森林として保全するとともに、自然の遷移に委ねながら生物多様性の保全に配慮した森林づくりを進めます。

#### <環境林整備>

○水源かん養や国土の保全など公益的機能を発揮させるため、木材資源として期待できない手入れの遅れた人工林等を針葉樹と広葉樹の混交林化することにより多様な森林づくりを推進します。

#### <巨樹・巨木林の保全>

○公益的機能を高度に発揮する貴重な巨樹・巨木林について持続的に保全することを推進します。

#### <遺跡・史跡と調和した森林づくり>

○長浜市の森林は、賤ヶ岳や小谷城跡など戦国時代の表舞台となった遺跡や史跡などの文化財が数多くあります。これらの景観形成に森林が担っている役割は大きく遺跡や史跡なその文化財に調和した森林づくりを推進します。

#### <市有林の有効活用>

○長浜市有林について、調査や資料整理を行うとともに、利活用の方法や境界の確定整備の方向について検討します。

#### <松くい虫およびナラ枯れ被害対策>

○森林の景観や環境を保全するため将来において保存する必要がある松林に、樹幹注入などの防除を推進します。

○ナラ枯れ被害に対しては被害状況を把握し、里山整備等を通じた防除等を推進します。

＜獣害対策＞

○シカ・クマ等の野生動物の林業被害を防ぐため、テープ巻きや防護柵などによる予防対策を進めます。

＜雪害・山火事対策＞

○雪害等の気象災害、山火事に強い多様な森林づくりを進めます。また、被害が発生した場合は、県など関係機関と連携して早期に復旧対策を進めます。

○空気が乾燥している時期については、山林内でのたき火、タバコに注意をするよう山火事予防の普及啓発を進めます。



クマによる剥皮被害（長浜市高山町）



横山岳（長浜市木之本町杉野）



# 人工林の管理



手入れの遅れた人工林（樹木が細く、枯れて倒れている）

○人工林を相続したけれども、自治会の方にきいても、森林の場所や境界が分からない。



1. まず、長浜市役所や森林組合に相談しましょう。  
自治会長や役員様等へご相談をお願いします。

2. 自治会の皆さまのご協力いただける場合、長浜市役所、県、森林組合が連携して、境界確認や森林整備等についてアドバイスいた



3. 自治会で相談して、複数の森林所有者と一緒に（集約化）、森林作業道の開設や間伐（搬出）を森林組合等に委託することを検討しましょう

4. 森林組合等から、境界確認、森林作業道の開設、間伐（搬出）に必要な経費と間伐材の売り上げなどが示された森林施業プラン書が提案されます。



# 里山林の管理



手入れがされていない里山林（見通しが悪く、人が入れない）

- 薪や柴は必要ない、特に利用するわけでもない、ほったらかし。
- イノシシの被害になって迷惑かけていると思うけれど、お金を出したくない、自分でもできな

1. まず、里山リニューアル事業で、森林に親しむため、人が入れられるようにします。できれば、森林作業道と遊歩道をつけましょう。

2. 地元で年に1回は里山の手入れを行い、切り株から出てきた芽を2~3本にしきましょう。竹林の拡大を防止するため、竹のご壇をしきましょう。

3. 木が大きなり込み合い、手に負えなくなったら、森林組合に整備を頼みましょう。条件が良ければ、薪やチップの材料として、購入してもらえることもあります

# 市民が気軽に親しめる森林および体験施設



## 第4 森林整備に関する事項

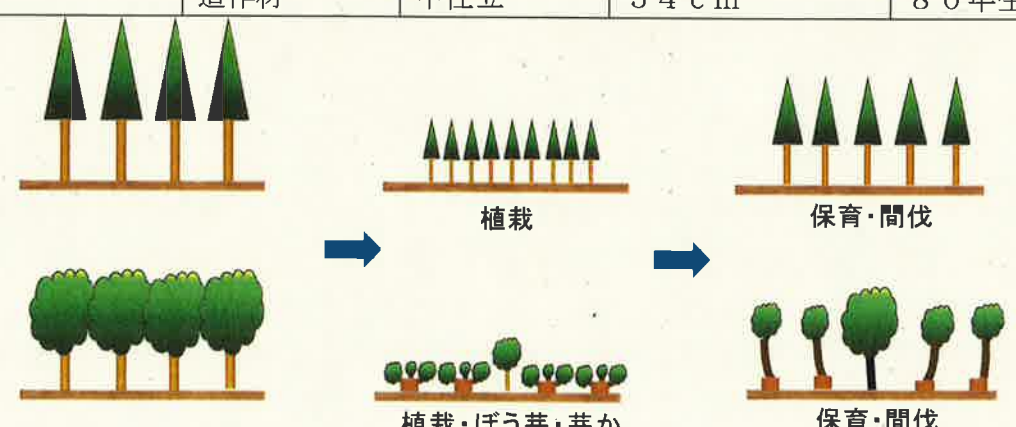
1. 森林の立木竹の伐採に関する事項  
(間伐に関する事項を除く)
2. 造林に関する事項
3. 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法その他間伐および保育の基準
4. 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
5. 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
6. 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項
7. その他森林整備の方法に関し必要な事項



■ 第4 森林整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

区分	施業基準																
育成単層林施業	<p>(対象とする森林)</p> <p>標高がおおむね850m以下の人工林、おおむね30年以下のクヌギ、コナラからなる単層林および人工造林によって高い林地生産力が期待されている森林、また、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である天然林等を対象として育成単層林施業の標準的な方法に従って実施することが必要です。</p>																
	<p>(方法)</p> <p>皆伐は、現在育成単層林であるかまたは天然生林のうち気候等の自然条件および一般的な林業技術からみて育成単層林の造成が確実であり、かつ森林生産力および公益的機能の増進が期待される森林において行うものとします。</p> <p>① 主伐に当たっては、自然条件や公益的機能を考慮し、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散について配慮するものとします。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止および風致の維持等のため保護樹帯を積極的に設置するものとします。</p> <p>② 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとします。</p> <p>③ 伐採跡地の人工造林の方法については、後述の造林に関する指針のとおりとし、早期に植栽するものとします。</p> <p>④ 皆伐後天然更新を行う場合は、更新を確保するための伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、特にぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため11月～3月の間に伐採するものとします。</p> <p>また、育成単層林の主伐の時期は、下表に示した樹種ごとの生産目標に対応する径級に達する時期を目安として定めるものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">樹種</th> <th colspan="3">標準</th> <th rowspan="2">主伐時期 の目安</th> </tr> <tr> <th>生産目標</th> <th>仕立て方法</th> <th>期待径級（直径）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スギ・ヒノキ</td> <td>一般建築材</td> <td>中仕立</td> <td>26cm</td> <td>60年生</td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>中仕立</td> <td>34cm</td> <td>80年生</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	標準			主伐時期 の目安	生産目標	仕立て方法	期待径級（直径）	スギ・ヒノキ	一般建築材	中仕立	26cm	60年生	造作材	中仕立	34cm
樹種	標準			主伐時期 の目安													
	生産目標	仕立て方法	期待径級（直径）														
スギ・ヒノキ	一般建築材	中仕立	26cm	60年生													
	造作材	中仕立	34cm	80年生													
	 <p style="text-align: center;">植栽 → 保育・間伐</p> <p style="text-align: center;">植栽・ぼう芽・芽か → 保育・間伐</p>																



■ 第4 森林整備に関する事項

育成複層林施業

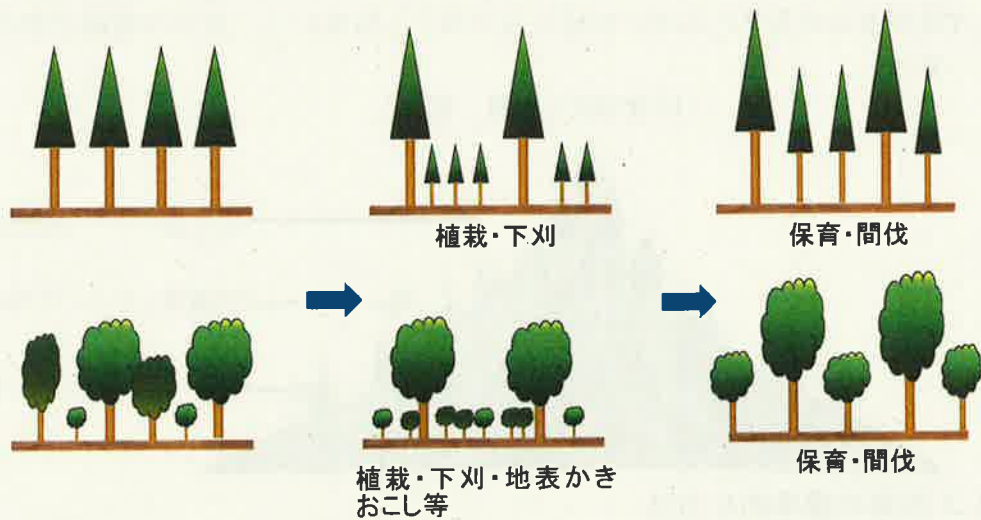
(対象とする森林)

林齢の異なる木が混在する針葉樹林、広葉樹が混交している人工林等であって人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成り立ち、森林の有する諸機能の維持増進が図れる森林を対象として、育成複層林施業の標準的な方法に従って実施するものとします。

(方法)

択伐は、すでに育成複層林を形成している森林、択伐を繰り返し育成複層林に誘導する森林および天然下種等による更新が確実な林分で行うこととし、伐採率は40%を基準とし、森林の生産力および公益的機能の増進が図られるよう配慮します。

皆伐するにあたっては、「育成単層林施業」に準ずるほか、適正な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散などに配慮します。



(2) 樹種別の立木の標準伐期齢

	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40年	45年	40年	50年	15年	20年

## ■ 第4 森林整備に関する事項

### 2 造林に関する事項

#### (1) 人工造林に関する事項

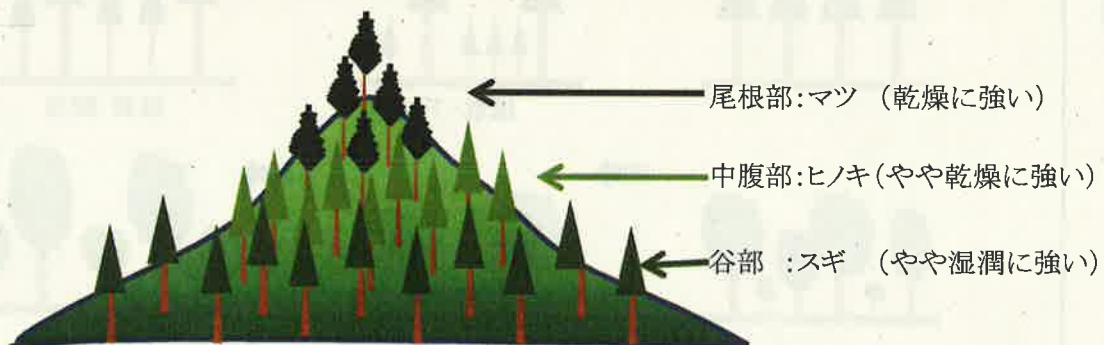
##### ① 人工造林の対象樹種

人工造林の植栽にかかる樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く）、ヒノキは斜面中から上部を基本として選定するものとする。

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ	クヌギ、ケヤキ等

(注) アカマツを植栽する場合は、マツクイムシに対する抵抗性のある品質に限ります。  
上記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、在来種を中心に選定し、林業普及指導員または市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すべきものとします。

〔植栽場所と樹種の関係〕



##### ② 人工造林の標準的な方法

###### (ア) 人工造林の標準的な方法

〔人工造林の樹種別、仕立ての方法別植栽本数〕

樹 種	仕立ての方法	植 栽 本 数	備 考
ス ギ	単層林密仕立て	3,000 本/ha	
	単層林中仕立て	2,500 本/ha	
	単層林疎仕立て	2,000 本/ha	
	複層林中仕立て	1,000 本/ha	
ヒ ノ キ	単層林密仕立て	3,000 本/ha	
	単層林中仕立て	2,500 本/ha	
	単層林疎仕立て	2,000 本/ha	
	複層林中仕立て	1,000 本/ha	

(注) 上記に定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員または市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断すべきものとします。

## ■ 第4 森林整備に関する事項

### (イ) その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
じごしら 地 拵 えの方法	植栽全区域で地拵えを行い、等高線上に棚積みする方法（全刈筋積）を原則とします。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地および浮き石等の不安定地においては、等高線上に苗木の植栽場所のみを筋状に地拵えし林地の保全に努めるものとします。
植 付 けの方法	植栽全区域で地拵えをする場合は正方形植えを原則とし、筋状に地拵えする場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとします。
植 栽 の 時 期	3月～4月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が遅くなる時期（11月～12月）に行うものとします。

(注) 地拵え: 植栽の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。

### ③ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間	森林の有する公益的機能の維持および早期回復ならびに森林資源の造成を図る観点から、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算し、原則として、2年以内に更新を完了するものとし、択伐による主伐を行った場合は5年以内に人工造林を行うものとします。
-----------------	---



高性能林業機械を用いた間伐作業（長浜市木之本町黒田）



## ■ 第4 森林整備に関する事項

### (2) 天然更新に関する事項

#### ① 天然更新の対象樹種

区 分	樹種名
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ、イチヨウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等
広葉樹	ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等

#### ② 天然更新の標準的な方法

天然更新を行うに際しては、森林の確実な更新を図ることを目的に、以下に示す作業を標準として実施するものとします。

##### (ア) 天然下種更新による場合

森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととします。

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要本数を植栽することとします。

##### (イ) ぼう芽更新による場合

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かきまたは植込みを行うこととする。

[天然更新補助作業の標準的な方法]

区 分	標準的な方法
地表処理	笹の繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着および発育の促進を図るものとします。
刈出し	天然稚幼樹の生育が笹等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の生長の促進を図るものとします。
植え込み	天然下種更新およびぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとします。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとります。

## ■ 第4 森林整備に関する事項

### ③ 伐採跡地の天然更新をすべき期間および完了基準

伐採跡地の天然更新をすべき期間および完了基準	<p>森林の有する公益的機能の維持および早期回をを図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、原則として、5年以内に更新を完了するものとします。(ただし、補助造林事業により必要な場合は2年以内とします。)</p> <p>天然更新による伐採後5年目の期待成立本数を、おおむね7,000本/haを標準とし、原則として、期待成立本数の10分の3を乗じた本数(2,100本/ha)以上を天然更新の完了基準とします。</p> <p>なお、詳細は、「天然更新完了基準」によるものとします。</p> <p>また、伐採後5年以内に天然更新の完了を確認し、更新が未了と判断された場合は、すみやかに植栽や更新補助作業等を行うものとします。</p>
------------------------	---

### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適正な更新が困難な森林	<p>①種子を供給する母樹が存在しない森林。</p> <p>②天然稚樹の育成が期待できない森林。</p> <p>③面積の大きな人工林であって、林床に木本類等が見られないものうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林状況等から、伐採後も高木性木本類の進入が期待できない森林。</p> <p>④斜面が急で崩壊の危険性のある森林。</p> <p>⑤ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林。</p> <p>⑥森林の早期回復に対する地域住民の要請の高い森林。</p>
----------------------	---

### (4) 森林法第10条の9第4項の伐採の中止または造林命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止または造林の命令の基準については、次のとおり定める。

#### ① 造林の対象樹種

##### ア 人工造林の場合

(1) の①による。

##### イ 天然更新の場合

(2) の①による。

#### ② 人工造林および天然更新の標準的な方法

##### ア 人工造林の場合

(1) の②および③による。

##### イ 天然更新の場合

(2) の②および③による。

## ■ 第4 森林整備に関する事項

### 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法その他間伐および保育の基準

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

○立木の生育の促進ならびに林分の健全化および木材としての利用価値を向上するため、次の内容を一般的な目安とし、植栽木の生育状況に応じて間伐を実施します。

特に、下層植生が消失しているなど過密となっている林分では、間伐を実施します。

○間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減などを図る観点から、気象被害などに十分注意した上で間伐率を20%～30%実施します。立木の生育の促進ならびに林分の健全化および木材としての利用価値を向上するため、次の内容を一般的な方法とします。

#### 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

樹種	施業体系 生産目標 植栽本数	間伐区分	施業前 成立本数 (本/ha)	間伐時期	間伐率	施業後 成立本数 (本/ha)	備考
スギ ヒノキ	中仕立て	第1回間伐 (除伐)	2,400本	11年	5%	2,280本	生育不良 木を除伐
		第2回間伐	2,280本	18年	20%	1,824本	形成不良 木を間伐
	並材生産 心持柱材 板材・造作材  [2,500本/ha]	第3回間伐	1,820本	25年	20%	1,456本	劣勢不良 木を間伐
		第4回間伐	1,450本	35年	30%	1015本	利用間伐
		第5回間伐	1,010本	48年	30%	707本	利用間伐
		第6回間伐	700本	65年	30%	490本	利用間伐



■ 第4 森林整備に関する事項

(2) 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢および回数									標準的な方法	備考	
		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回			
下刈り	スギ・ヒノキ	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生					造林木の育成に支障をきたす、雑草、灌木、笹類、ぼう芽等を刈り払い、造林木が順調に成育できるようにします。 また、ツル類の繁茂が著しい所では、つる切りを行います。	
雪起し	〃	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生	10年生		積雪により傾倒した造林木を縄類で起こします。なお、1～2年生の造林木には、根踏みも行います。	
除伐	〃	13年生～16年生で1回									造林木の育成に支障となる広葉樹、灌木または不良木を刈り払い除去し、造林木に巻き付いたツル類を取り払います。		
裾払い	〃	11年生～15年生で1回									除伐終了後に、造林木の不用な枝葉をカマ、ナタ等で取り除きます。おおむね2mとします。		
枝打ち	〃	11年生	18年生	25年生								間伐終了後に力枝より下の枝をナタ等で取り除きます。枝打ち高はおおむね6mとします。	

(注) 秋植え（11月～12月の植栽）を基本としています。

## ■ 第4 森林整備に関する事項

### (3) その他間伐および保育の基準

局所的な立地条件に応じて実施すべき間伐および保育の基準は以下のとおりとする。

#### ① 間伐

間伐が十分に実施されていない人工林については、風雪害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、5～8%の間伐率（材積）による間伐を実施することとする。

#### ② 下刈り

雑草木の繁茂が著しく木の成長が遅い造林地については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して行う。

#### ③ つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の育成に支障をきたさないよう実施する。

### (4) その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐または保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐または保育の方法および時期を森林所有者に対して通知します。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域および施業の方法

###### ① 水源かん養機能維持増進森林

水源かん養機能の維持増進を図る必要のある森林を表1に定めます。

浸透・保水能力の高い森林土壌の維持および根系、下層植生の良好な発達が確保される森林施業を推進します。

###### ② 土地災害防止機能、土壌の保全機能、快適環境形成機能または保健機能維持増進を図るための森林

###### ア 山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林

災害防止機能および土壌の保全機能の維持増進を図る森林を表1に定めます。

地形・地質等の条件を考慮し、伐採に伴って発生する裸地化の縮小や回避を図る森林施業を推進します。

###### イ 快適環境形成機能増進森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち、気象の影響を緩和する機能や美的景観を維持増進する必要のある森林を表1に定めます。

気象の影響を緩和するために有効な森林の構成の維持や市街地と一体となって優れた景観美を構成する森林の維持・形成に配慮した森林施業を推進します。

###### ウ 保健機能維持増進森林

保健保安林、風致保安林および地区、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林を表1に定めます。

憩いと学びの場を提供するため、広葉樹を導入し美的景観の維持形成に配慮した森林施業を推進します。

##### ③ 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域および森林施業の方法

###### ア 木材等生産機能維持増進森林

立木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林を表1に定めます。

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、適正な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林施業を推進します。

###### イ 谷口林業地保存地域

谷口林業地は、長浜市谷口町にあり、大きく生育したスギから順に、必要量のみを伐採し、その伐採跡地に数本の自家養苗した大型苗木を植栽されてきました。その結果、択伐林経営といわれる谷口独特の森林管理が自然に行われてきました。また、木材も非常に優れたものが得られることから、この地域の択伐林経営を保存する森林施業を推進します。



## ■ 第4 森林整備に関する事項

【表1】

区 分	施業種	基準	面積(ha)
水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長	・標準伐期齢+10年 ・皆伐20ha以下	33,958
山地災害防止機能/ 土壌保全機能維持増進森林	長伐期施業または 択伐林施業	長伐期施業の場合 ・標準伐期齢×2 ・皆伐20ha以下  択伐林施業の場合 ・択伐率40%以下	11,954
快適環境形成機能増進森林			41
保健機能維持増進森林			10,124
木材等生産機能維持増進森林	通常皆伐	・標準伐期齢 ・皆伐20ha以下	7,233
谷口林業地保存地域	長伐期択伐林施業	・標準伐期齢×2 ・択伐率40%以下	147

(注1) (社)滋賀県造林公社営林地については、水源かん養機能維持増進森林とし基準を標準伐期齢とします。

(注2) 琵琶湖森林づくり事業における長寿の森奨励事業協定林については水源かん養機能維持増進森林とします。

(注3) 区域の記載については、付属資料の長浜市森づくり計画概要図に図示しています。なお、国有林については、国有林計画概要図に図示しています。

(注4) 本計画の公益的機能別森林の区域における名称は、下表のとおり略称を用いるものとします。

略称	省令で定める名称
水源かん養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

■ 第4 森林整備に関する事項

5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 作業路網の整備に関する事項

① 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システム等

効率的な森林施業を推進するための林地傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について示します。

なお、路網密度については、木材搬出予定箇所に応用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

区分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		機関路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系 作業システム	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系 作業システム	25~40	50~160	75~200
	架線系 作業システム		0~35	25~75
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系 作業システム	15~25	45~125	60~150
	架線系 作業システム		0~25	15~50

さらに、計画期間内に林道等の路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定します。

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定 延長(m)	備考
谷口 (旧浅井町)	23	3,000	
小室 (旧浅井町)	10	1,000	
相撲庭 (旧浅井町)	3	500	
鍛冶屋 (旧浅井町)	3	500	
郷野 (旧浅井町)	3	500	
下山田 (旧湖北町)	5	1,000	
西山 (旧木之本町)	5	1,000	

## ■ 第4 森林整備に関する事項

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定延長	備考
大音 (旧木之本町)	5	1,000	
金居原 (旧木之本町)	5	1,000	
下余呉 (旧余呉町)	5	1,000	
川並 (旧余呉町)	5	1,000	
横波 (旧西浅井町)	5	1,000	

### ② 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る必要性から林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日林整第602号林野庁長官通知）に基づき開設します。

#### イ 基幹路網の整備計画

単位：延長 km 面積 ha 材積 m<sup>3</sup>

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位置 (市町)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	備考		
開設	自動車道	(林業専用道) (林業専用道)	長浜市	山室名越	0.1	(92) 46				
				春日日光寺	0.2	45				
				石田鳥羽上	0.2	65				
						(旧浅井町)			(1,233)	
			浅井木之本	0.4	616					
			黒内	2.0	62					
			白谷	1.0	130					
			アセビ郷野西山	2.0						
						(旧木之本町)			(1,225)	既設 6.06km
			横山岳	2.5	597	○				
			浅井木之本	0.1	617					
			落谷	0.1	348					
下町	0.1	150								



■ 第4 森林整備に関する事項

単位：延長 km 面積 ha 材積 m<sup>3</sup>

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5か 年の計 画箇所	備考			
開設	自動車道		(旧木之本町)	西谷	1.3	31					
				サソラ	1.0	31					
				渋谷	0.1	53					
				下使熊	0.1	87					
					(旧余呉町)				(1,225)	○	既設 2.90km
					(旧西浅井町)	横山岳	4.0	628			
						小山山田	0.3	186			
						沓掛	0.6	135			
						蛇ヶ谷	0.3	45			
						奥出	0.4	103			
						計	16.5	3,930			
拡張	自動車道 (改良)		長浜市	垣籠堀部	0.3	35					
				後鳥羽	0.2	36					
				(旧浅井町)	鳥越	11.0	4,723	○			
					アセビ八島	1.2	188				
				(旧虎姫町)	虎御前	0.4	37				
				(旧木之本町)	虫丸	0.5	30				
					網谷	0.2	254				
					横谷オゲツラ	0.2	67				
					支線日の裏	0.2	211				
					日の裏	0.1	604				
					落谷	0.2	348				
					向山	0.1	392				
					下町	0.1	150				
					北谷	0.1	585				
					込谷	0.3	76				
								(1,225)			
						横山岳	2.5	597			
						音羽谷	0.2	155			
						北谷	0.4	585			
					南谷	0.2	139				
					(旧余呉町)			(1,225)			
			横山岳	1.3	628						
			池原文室	1.0	240						
			東野中之郷	0.5	248						

## ■ 第4 森林整備に関する事項

単位：延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	備考
拡張	自動車道 (改良)		(旧余呉町)	池原	1.2	147	○	
			(旧西浅井町)	深坂	0.6	170		
				計	23.0	10,645		
拡張	自動車道 (舗装)		(旧浅井町)	アセビ八島	1.5	188		
			(旧木之本町)	虫丸	1.7	30		
				網谷	3.1	254		
				横谷オゲツラ	1.1	67		
				落谷	2.1	348		
				下町	0.8	150		
				日の裏	1.5	604		
				向山	2.8	392		
				込谷	0.8	97		
				音羽谷	1.0	155		
						(1,225)		
				横山岳	2.9	597		
			(旧余呉町)			(1,225)		
				横山岳	0.5	628		
				池原文室	3.4	240		
	池原	1.9	147					
	東野中之郷	6.0	248					
(旧西浅井町)	深坂	0.6	170	○				

### ③ 細部路網に整備に関する留意事項

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、丈夫で簡易な規格・構造を整備する必要性から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本とし滋賀県森林作業道作設指針に則り開設することとします。

### ④ 基幹路網の維持管理について

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適正に管理することとします。

## ■ 第4 森林整備に関する事項

### 6 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項

#### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

長浜市の森林は、所有規模の零細な所有者が多く、また、不在村所有者の森林の施業が進まないことから、森林組合等への長期の施業の委託、森林の経営の受託等により、森林の経営規模の拡大し、適切で効率的な森林管理・経営を推進します。

#### (2) 森林の施業または経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

森林所有者(不在村を含む)等への長期の施業の受託等森林の経営の委託の働きかけを推進するとともに、森林組合等が施業の集約化に取り組む場合に必要となる情報の提供に協力します。

#### (3) 森林の施業または経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林組合等は、森林所有者から長期の施業や経営の受託等を行う場合は、協定を締結し、委任内容や費用負担等について明確にする必要があります。また、森林の施業等を受託する際には、事前に見積り書等を示し、費用負担について森林所有者に了解を得ることが必要です。

### 7 その他森林整備の方法に関し必要な事項

#### (1) 高性能林業機械を主体とする林業機械化の導入目標

地形、経営形態など地域の特性に応じた伐出作業において指向すべき機械作業システムの一般的な目標は、次のとおりです。

作業型	傾斜	集材距離	作業システム
道ばた系	—	0～25m	(伐倒) → (木寄せ) → (造材) → (トラック積載) チェーンソー グラップル ハーベスタ グラップル 【全木集材】全木
車両系	30°未満	0～25m	(伐倒) → (木寄せ) → (造材) → (搬出) → (トラック積載) チェーンソー グラップル ハーベスタ フォワーダ グラップル 【短幹集材】全木短幹
架線系	30°～35°	25～100m	(伐倒) → (搬出) → (木寄せ) → (造材) → (トラック積載) チェーンソー スイングヤーダ グラップル ハーベスタ グラップル 【全木集材】全木
従来系	—	200(100)～400m	(伐倒・枝払い) → (搬出) → (玉切り) → (トラック積載) チェーンソー 集材機 チェンソー グラップル 【全幹集材】全幹 *玉切り作業は土場で実施



## ■ 第4 森林整備に関する事項

### (2) 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると思われる区域

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名(案)	林班																		区域面積	林班数		
長浜	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	686.61	19	
浅井1	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	916.43	17			
浅井2	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	1388.74	16				
浅井3	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	1897.21	23	
	2045	2046	2047	2048																		
浅井4	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065	2066											552.54	10
浅井5	2067	2068	2069	2070	2071	2072	2073														406.31	7
浅井6	2074	2075	2076	2077	2078	2079	2080	2081	2082	2083	2084	2085	2086	2087	2088	2089	2090	2091	2092	999.61	19	
虎姫湖北	4001	5003	5004	5005	5006	5007	5008	5009	5010	5011	5012	5013	5014	5015	5016						833.91	15
高月1	6001	6002	6003	6004	6005															353.49	5	
湖北高月木之本	5001	6006	6007	6008	6009	6010	6011	6012	6013	6014	6015	7001	7002	7003	7004	7005	7006	7007	7008	756.16	19	
木之本1	7042	7043	7044	7045	7046	7047	7048	7049	7050	7051											908.48	10
木之本2	7052	7053	7054	7055	7056	7057	7058	7059	7060	7061	7062	7063	7064	7065	7066	7067	7068	7069	7070	2243.39	27	
	7071	7072	7073	7074	7075	7076	7077	7078														
木之本3	7031	7032	7033	7034	7035	7036	7037	7038	7039	7040	7041	7079	7080	7081	7082	7083	7084	7085	1388.76	18		
木之本4	7016	7017	7018	7019	7020	7021	7022	7023	7024	7025	7026	7027	7028	7029	7030	7086	7087	7088	7089	1367.46	22	
	7090	7091	7092																			
木之本5	7093	7094	7095	7096	7097	7098	7099	7100	7101	7102	7103	7104	7105	7106							833.22	14
木之本余呉	7011	7012	7013	7014	7015	8176	8177	8178													436.6	8
余呉木之本	7009	7010	8078	8079	8080	8081	8082	8083	8084	8085	8086									598	11	
余呉1	8098	8099	8100	8101	8102	8168	8169	8170	8171	8172	8173	8174	8175							751.33	13	
余呉2	8087	8088	8089	8090	8091	8092	8093	8094	8095	8096	8097										597.27	11
余呉3	8103	8104	8105	8106	8107	8108	8109	8157	8158	8159	8160	8161	8162	8163	8164	8165	8166	8167	1340.04	18		
余呉4	8110	8111	8112	8113	8114	8115	8116	8117	8118	8119	8120	8121	8122							707.22	13	

区域名(案)	林班																		区域面積	林班数		
余呉5	8123	8124	8125	8126	8127	8128	8129	8130	8131	8132	8133	8134	8135	8136	8137	8138	8139	8140	8141	1365.32	20	
	8142																					
余呉6	8143	8144	8145	8146	8147	8148	8149	8150	8151	8152	8153	8154	8155	8156							691	14
余呉7	8001	8002	8003	8004	8005	8006	8007	8008	8009	8073	8074	8075	8076	8077							1436.87	14
余呉8	8010	8011	8012	8013	8014	8068	8069	8070	8071	8072											1273.71	10
西浅井1	9069	9070	9071	9072	9073	9074	9075	9076												566.61	8	
西浅井2	9060	9061	9062	9063	9064	9065	9066	9067	9068											767.3	9	
西浅井3	9051	9052	9053	9054	9055	9056	9057	9058	9059											709.66	9	
西浅井4	9001	9002	9003	9004	9005	9008	9040	9041	9042	9043	9044	9045	9046	9047							1155.88	14
西浅井5	9008	9007	9009	9010	9011	9012	9013	9014	9015	9016	9017	9018	9019	9020	9021	9022	9023	9024	9025	1476.56	26	
	9026	9027	9028	9029	9030	9031	9032															
西浅井高月	6016	6017	6018	6019	6020	6021	6022	9033	9034	9035	9036	9037	9038	9039	9048	9049	9050	993.66	17			
																			30399.55	456		

- (2) その他

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に計画に盛り込むことを定めるものとします。

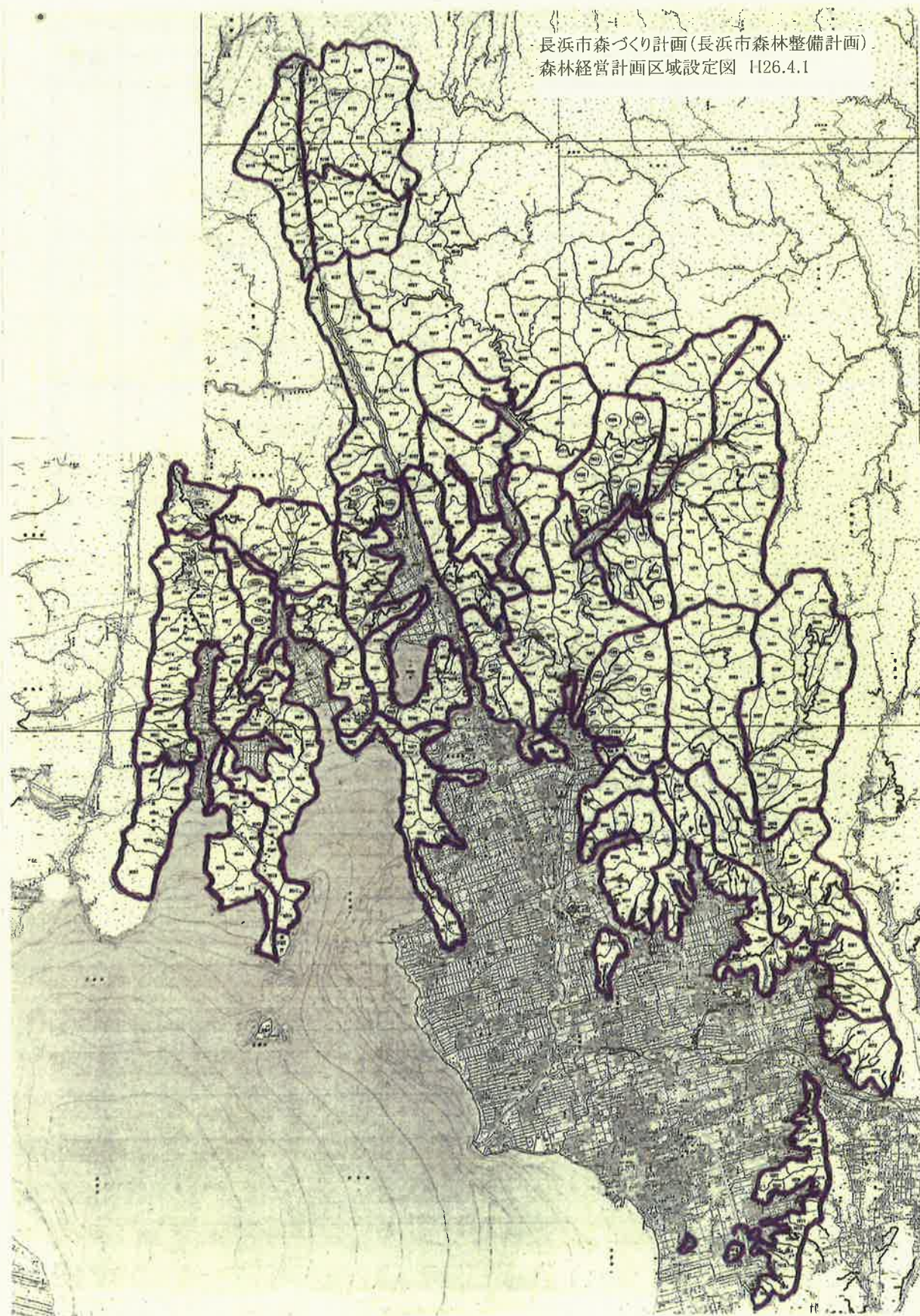
- ①植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽



②公益的機能別施業森林の施業方法

③森林の施業または経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

④森林病虫害の駆除または予防その他森林の保護に関する事項



### (3) 森林の総合利用の推進に関する事項

森林総合利用施設の整備状況について以下に示します。

施設の種類	現状		備考
	位置	規模	
高山キャンプ場	高山町	森林体験交流センター1棟 バンガロー8棟 林間キャンプ場18区画 オートキャンプ場17区画ほか 14,200m <sup>2</sup>	
ウッディパル余呉	余呉町中之郷	森林文化交流センター1棟 バンガロー11棟 屋内遊技場1棟 スポーツリクリエーション施設一式 71,986m <sup>2</sup>	
大見いこいの広場	木之本町大見	センターハウス1棟 オートキャンプ場30区画 コテージ10棟	
横山生活環境保全林	名越町	60ha	
小谷山西池周辺 生活環境保全林	湖北町伊部	413ha	
余呉生活環境保全林	余呉町中之郷	66ha	
田上山生活環境保全林	木之本町木之本・黒田	66ha	
西野生活環境保全林	高月町西野	78ha	
西浅井生活環境保全林	西浅井町杓掛	18ha	
滝谷生活環境保全林	高山町	34ha	
山門生活環境保全林	西浅井町山門	4ha	
唐川生活環境保全林	高月町唐川	9ha	
野瀬生活環境保全林	野瀬町	18ha	
杉野生活環境保全林	木之本町杉野	17ha	



## 第5 計画の実現に向けて

1. 推進体制
2. 進行管理

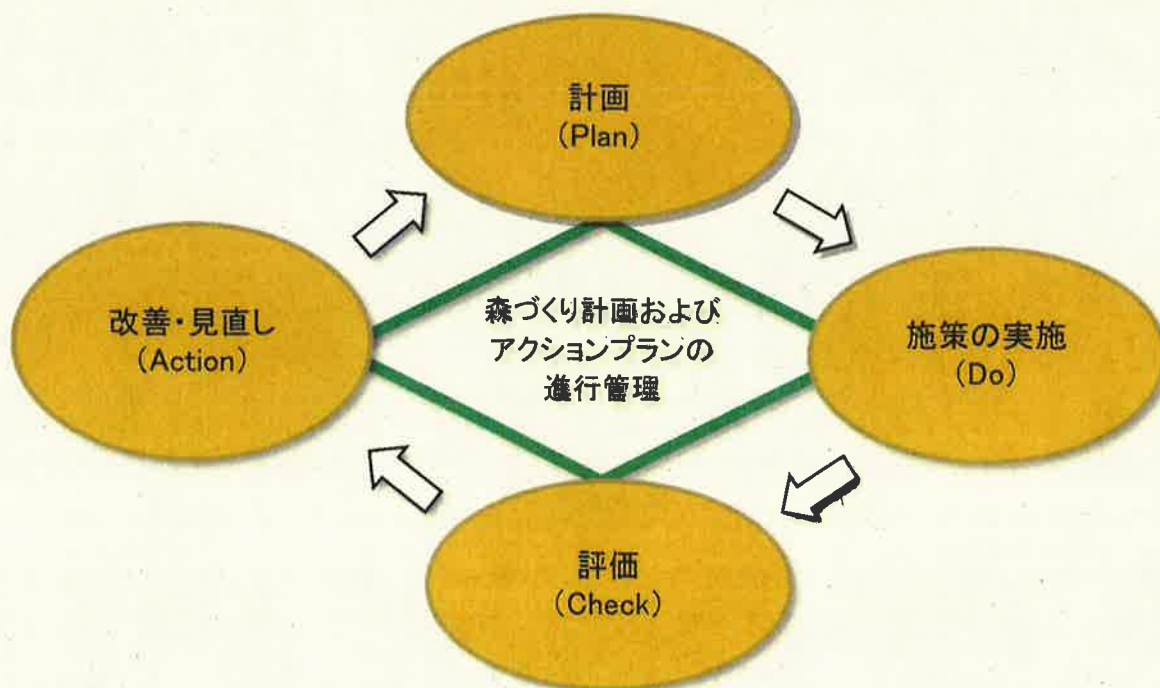
### 1 推進体制

本計画の実現に向けて、各施策を計画的に実施できるよう、その取り組み内容を具体的に示すためアクションプランを作成します。また、アクションプランの進行を管理することで、本計画の実効性を高め、計画的な進捗を図ります。

なお、アクションプランは計画期間を概ね5年とし、アクションプランに掲げる各種施策の実施に当たっては、市民（市民団体・NPO等）、森林組合、事業者、滋賀県等との連携を図りながら進めていきます。

### 2. 進行管理

本計画やアクションプランの柔軟かつ適切な推進を図るため、計画（Plan）、施策の実施（Do）、評価（Check）、施策の改善・見直し（Action）のPDCAサイクル計画での進行管理を行います。また、推進体制、事業の実施方策を改善するとともに、施策の実施状況とその効果の確認を行います。



■ 参考資料

長浜市の森林・林業の現状

(1) 森林面積

長浜市の森林面積は、長浜市の面積の約55%を占めており、県内で、最も森林面積の大きい市です。

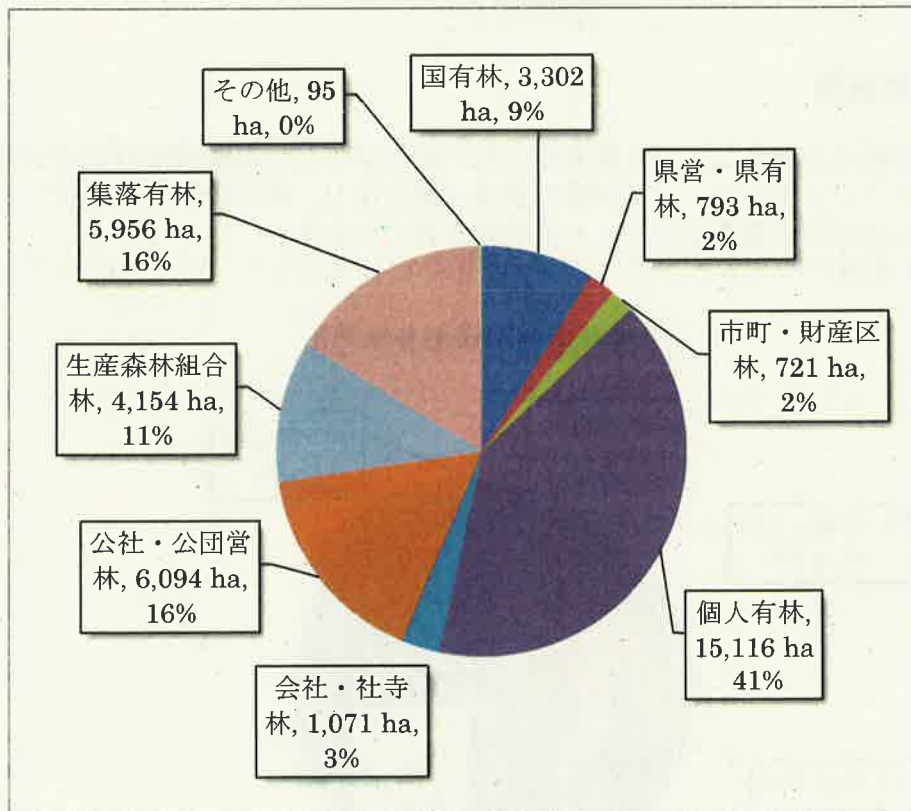
〔長浜市の森林面積〕

	区域面積(ha)	森林面積(ha)	林野率(%)
長浜市	68,079	37,301	54.8
滋賀県	401,736	202,025	50.3

(2) 森林の所有形態

民有林の占める割合が多く、その中でも個人が所有する森林が41.4%と、一番多くなっています。

〔所有形態別森林面積〕

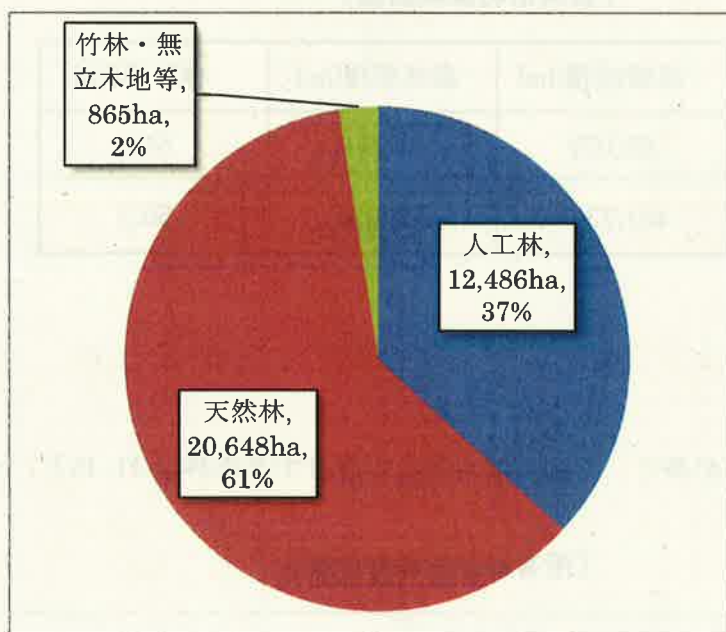




(3) 森林の人工林率

長浜市の人工林の割合は36.7%で、滋賀県平均よりも小さくなっています。また、天然林の割合は、60.7%で多くの広葉樹林が残されています。(滋賀県：人工林率43.4%)

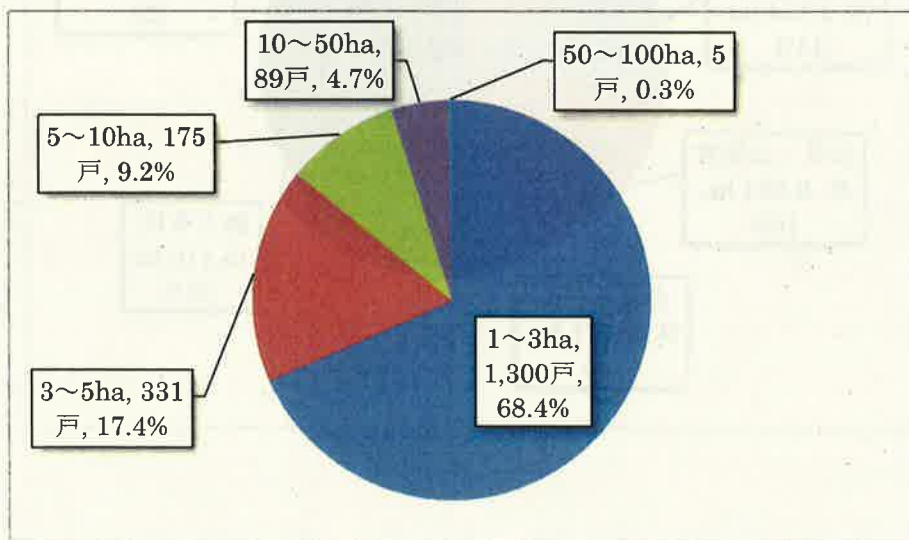
〔林種別私有林面積〕



(4) 森林の所有規模

1 ha 以上の森林を所有している林家のうち、5 ha 以下の小規模林家が約85%を占めています。収益を上げるために、一定規模の面積に集約化し、森林作業道を開設して、高性能林業機械により効率的に施業を行うことが求められています。(なお、1 ha 未満の所有者は、グラフには計上していませんが、約4,400名で大半を占めています)

〔保有山林規模別林家戸数〕



■ 参考資料

滋賀県の民有林人工林のうち16%が、民有林天然林のうち、21%が本市にあります。

〔県全体に対する本市の民有林森林面積（林種ごと）、林道延長の割合〕

	民有林面積 (ha)	民有林人工 林面積(ha)	民有林天然 林面積(ha)	民有林人工 林率(%)	林道延長 (簡易林道 含む)(km)
長浜市	33,999	12,494	20,640	37%	201
滋賀県	184,260	80,164	97,613	43%	1,238
県全体に 対する率	18.4%	15.6%	21.1%	—	16.2%

(旧町単位での状況<琵琶湖を含まず>)

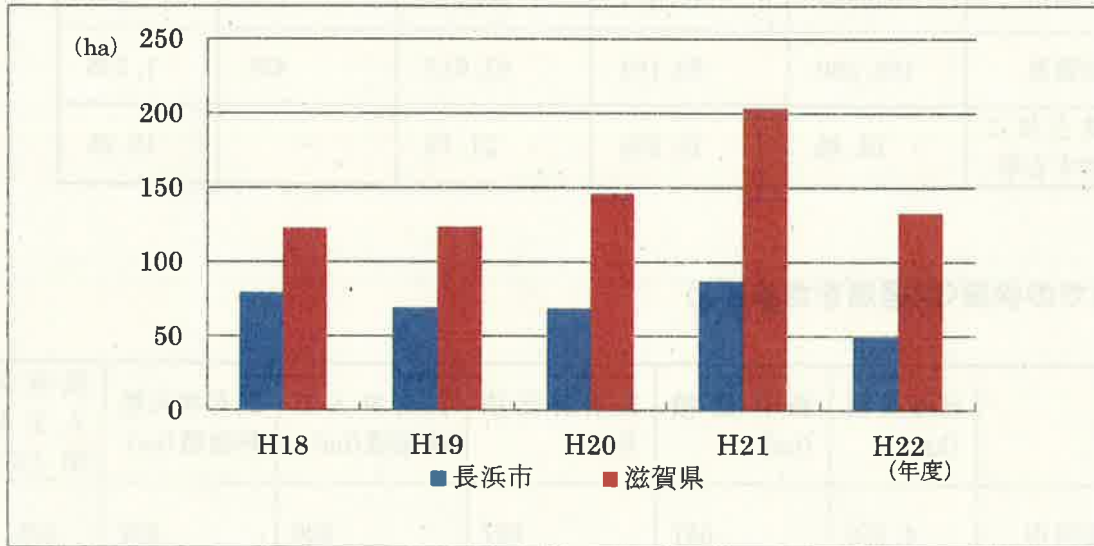
	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	民有林面積 (ha)	民有林人工 林面積(ha)	民有林天然 林面積(ha)	民有林 人工林 率(%)
長浜市	4,550	687	687	220	439	32%
浅井町	8,710	6,164	6,161	2,588	3,364	42%
びわ町	1,700	14	14	8	6	57%
虎姫町	950	60	60	5	46	8%
湖北町	2,910	866	866	157	686	18%
高月町	2,830	968	968	398	528	41%
木之本町	8,840	7,681	7,538	3,351	3,878	44%
余呉町	16,760	15,384	12,344	3,087	9,000	25%
西浅井町	6,710	5,478	5,361	2,680	2,593	50%
計	53,960	37,302	33,999	12,494	20,640	37%

(5) 里山整備の状況

滋賀県の里山リニューアル事業の約49%が長浜市で実施され、積極的に里山の整備を進めています。

また、里山リニューアル事業で整備された里山の維持管理に努めています。

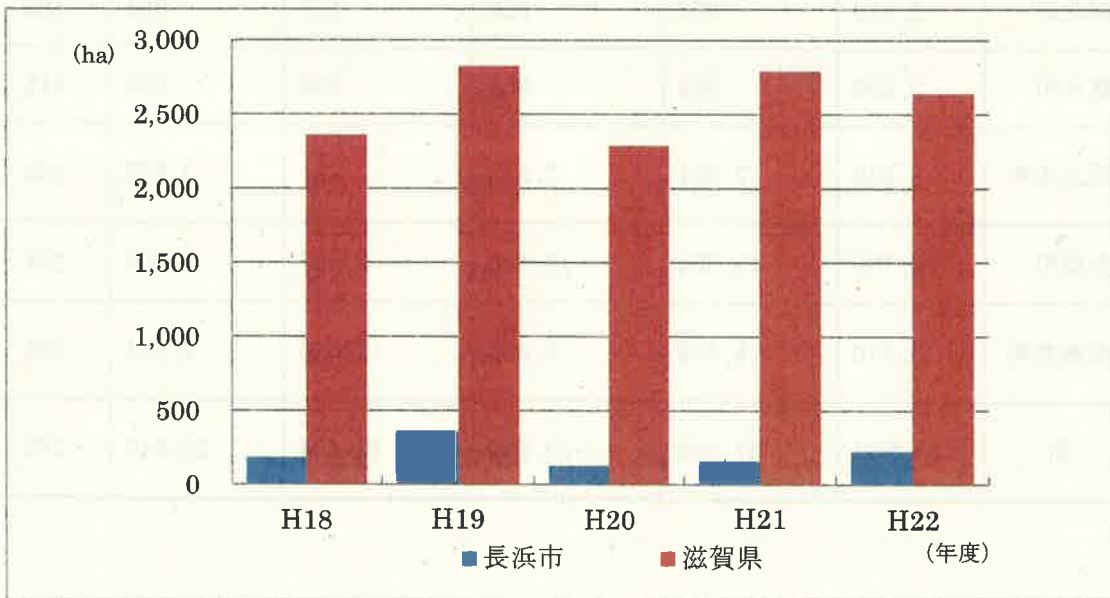
〔里山リニューアル事業の実績〕



(6) 間伐の状況

長浜市の間伐実績（5年間）は1,075haで、県全体12,931haに対する比率は8.3%と低く積極的に進める必要があります。

〔間伐（除伐）の実績〕

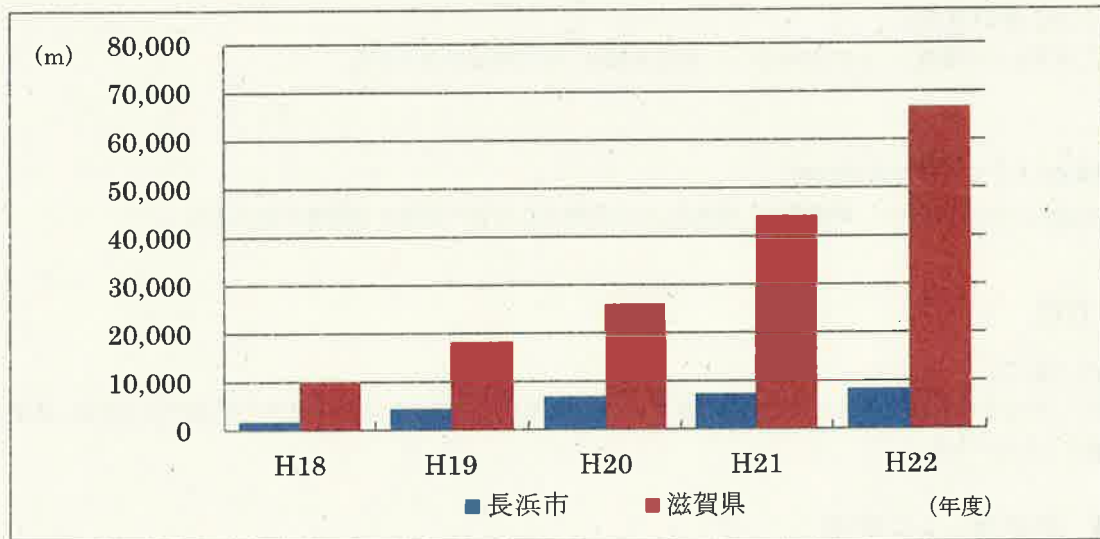




(7) 森林作業道の開設状況

長浜市の作業道開設実績（5年間）は29,073mで、県全体165,905mに対する比率は17.5%となっています。

〔森林作業道の開設状況〕



(8) 森林・林業団体の活動状況

1. 林業研究グループ（主に森林所有者が組織する団体）

	団体名	活動場所	備考
1	北近江林友会	長浜市浅井地域	
2	木之本町林業研究グループ	長浜市木之本地域	
3	西浅井町林業研究グループ	長浜市西浅井地域	

2. 森林づくり団体

	団体名	活動場所	備考
1	横山はらっぱ倶楽部	長浜市横山地域一円	
2	湖木人	長浜市内保町	
3	里山が好き女性の会	長浜市中野町	
4	伊部ひばり山活用グループ	長浜市湖北町伊部	
5	河毛竹炭焼遊倶楽部	長浜市湖北町河毛	
6	ふるさとのせせらぎを守る会	長浜市湖北町馬渡	
7	湖北町サンデー林業愛林会	長浜市小谷上山田町	
8	ほっこりおせんどさん山里の会	長浜市小谷上山田町	
9	小谷丁野区里山づくり委員会	長浜市小谷丁野町	
10	雨森竹の会	長浜市高月町雨森	
11	木之本町サンデー林業グループ	長浜市木之本町大音	
12	淡海森林クラブ湖北地区	長浜市西浅井町沓掛	
13	山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会	長浜市西浅井町山門	

(県全体のボランティア団体数 119 団体)

◆ 用語解説

五十音順

．．． ア行 ．．．

○育成林（いくせいりん）

人為によって保育などの管理がされた森林をいう。育成単層林、育成複層林等がある。

○NPO

公益的な活動をしている民間非営利組織。

「non-profit-organization」の略称で、環境保全、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれる。

．．． 力行 ．．．

○皆伐（かいばつ）

主伐の一種で、林木を一時に全部または大部分伐採すること。伐採および跡地の造林の技術が簡単である反面、多面的機能の確保に注意する必要がある。

○下層植生（かそうしょくせい）

森林において、上木に対する下木（低木）、および草本類からなる植物集団のまとまりのこと。

○間伐（かんばつ）

成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。間伐した材を間伐材という。

○グリーン・ツーリズム

豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型余暇活動のこと。

○高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

従来のチェーンソーや集材機等に比べ、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャー、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダー、タワーヤーダー、スイングヤーダー。

○合板（ごうばん）

自原木から薄くむいた単板の繊維方向（木目の方向）を1枚ごとの交差させ、奇数枚数を接着剤で接着、構成した板。

○県産材（けんさんざい）

自県の森林から産出された木材。

．．． サ行 ．．．

○再造林（さいぞうりん）

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

○作業道・作業路（さぎょうどう・さぎょうろ）

林道などから分岐し、立木の伐採、搬出、造林などの林内作業を行うために作設される簡易な構造の道路。作業道は主に四輪自動車等が、作業路は主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能な簡易な施設をいう。

## ■ 用語集

### ○里山（里山林）（さとやま（りん））

人里近くに広がり、古くから、薪にするための木を伐り出したり、水田や畑の肥料とするための下草・落ち葉を取るために頻繁に手が入られるなど、人々の生活と深い関わり合いをもっていた森林。生活様式の変化に伴って、放置による植生の遷移や竹の急激な侵入によって生態系の変化が問題になっている。

### ○資源の循環利用（しげんのじゅんかんりよう）

森林・林業、木材産業の分野においては、木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材（リサイクル、多段階利用により繰り返し利用）→大気」という炭素の循環を不断に機能させながら環境への負荷を最小化していく取り組みをいう。

### ○集成材（しゅうせいざい）

ひき板、小角材などの部材（集成材の1つの層を構成する板でラミナという）を繊維方向（木目方向）を平行にして、長さ、幅、厚さの方向に集成接着した通直またはわん曲した形状の材をいう。

### ○主伐（しゅばつ）

収穫のために樹木を伐採すること。

### ○除伐（じょばつ）

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業、一般に、下刈りを終了してから植栽木の枝葉が茂り互いに接し合う状態になるまでの間、数回行われる。

### ○針広混交林（しんこうこんこうりん）

針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。単純林の対語。

### ○人工造林（じんこうぞうりん）

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法。

### ○人工林（じんこうりん）

人工造林によって造成された森林。

### ○薪炭林（しんたんりん）

薪および木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林。

### ○森林環境学習「やまのこ」事業（しんりんかんきょうがくしゅう「やまのこ」じぎょう）

森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むため、学校教育の一環として、県内の小学校4年生を対象に、森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習を展開する事業。

### ○森林組合（しんりんくみあい）

森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。

### ○森林計画制度（しんりんけいかくせいど）

長期的視点に立って、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林の多面的機能が発揮されるよう森林の施業を計画的かつ合理的に行うための制度。森林法など関係法律に基づいて全国の森林について「全国森林計画」が樹立され、民有林については県が樹立する「地域森林計画」のほか、市町村が樹立する「市町村森林整備計画」、森林所有者等が樹立する「森林施業計画」の制度がある。



○森林資源（しんりんしげん）

天然資源の1つで、木材や樹木の枝葉、竹、キノコなどの物質だけでなく、森林空間も含めたもの。  
森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。

○森林施業（しんりんせぎょう）

森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為であり、適切に組み合わせて、目的に応じた森林の取り扱いをすること。

○森林セラピー

医学や医療システムを背景にした森林内での保養活動のこと。

○森林ボランティア

森林所有者に代わり、維持管理できなくなった森林の下草刈りや間伐などを行うボランティア。

○施業の集約化（せぎょうのしゅうやくか）

林業事業者などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

．．． 夕行 ．．．

○択伐（たくばつ）

主伐の一種で、林内の樹木の一部を抜き伐りすること。

○単層林（たんそうりん）

一度に植林された（スギ、ヒノキなどの）単純一斉林。

○地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

人間活動による二酸化炭素やメタンなどの放出量が増大し、大気中の温室効果ガスの濃度が高まることにより起こる現象。

○治山（ちさん）

荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して水資源のかん養と土砂流出の防止を進め、国土の保全および水資源の確保を図ること。公共事業として林野庁や都道府県が森林法に基づき治山事業を行っている。

○長伐期林（ちょうばっきりん）

伐採年齢を通常の倍（40～60年→80～100年）に延ばし、下層植生と表土を安定させる森林。

○天然更新（てんねんこうしん）

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下、発芽して成長する場合と、木の根株から発芽（ぼう芽）して成長する場合などがある。

○天然生林（てんねんせいりん）

災害や伐採などにより消失した後、ほとんど人の手が加わずに自然に再生した森林。

○天然林（てんねんりん）

自然の力によって発芽、成立した森林。発芽後に手入れを行った場合でも天然林という。

## ■ 用語集

### ○土砂流出防備機能（どしゃりゅうしゅつぼうびきのう）

表土の流出を防ぐ機能をいう。

### ○土砂崩壊防備機能（どしゃほうかいぼうびきのう）

土砂崩れを防ぐ機能をいう。

・・・ ナ行 ・・・

### ○ナラ枯れ（ならがれ）

カシノナガキクイムシ(カシナガ)が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損する被害のこと。が本州の日本海側を中心に発生している。

・・・ ハ行 ・・・

### ○バイオマス

元来、生物学の用語であり「生物量」、「生物体量」、「現存量」と訳される。しかし、バイオマスという用語は 1970 年代を機に生態学的な意味あいを超え、生物起源の物質からなる食料、資材、あるいは燃料を意味する言葉としてとらえられている。

### ○風致保安林（ふうちほあんりん）

名所や旧跡、趣のある景色などを維持・保存するための保安林のこと。

### ○複層林（ふくそうりん）

数回に分けて植林し、年齢の違う木が育つ森林。

### ○プレカット加工（ぷれかっとかこう）

従来は大工が手加工で行ってきた柱・桁・梁などの部材加工(仕口・継手など)を機械で行うこと。プレカット加工の利点は、①加工精度が高く品質・性能の均一化が図れる、②工期が短縮できる、③熟練技能者不足を補うことが出来る、④コストダウンができることなど。

### ○保安林（ほあんりん）

私たちの暮らしを守るために、特に重要な役割を果たしている森林で、水源かん養・土砂災害・生活環境の保全など特定の目的をもって森林法に基づき指定する森林。

### ○ぼう芽（ぼうが）

母樹の根元や切り株から発芽することで次の世代の稚樹が育つこと。

・・・ マ行 ・・・

### ○松くい虫（まつくいむし）

森林害虫の一種。アカマツやクロマツなどに寄生してその樹皮下および材部を食害するキクイムシ、ゾウムシ、カミキリムシなどの穿孔性甲虫類の総称。現在、全国的に発生している被害はマツノマダラカミキリによって媒介されるマツノザイセンチュウによるもの。

### ○民有林（みんゆうりん）

国有林以外の森林。県・市町村・財産区等が所有する公有林と、個人・企業・団体等が所有する私有林に区分される。

○木質バイオマス（もくしつばいおます）

樹木に由来するバイオマスのこと。樹木の木部、樹皮、葉などで、林地に残された材や製材工場の残材、建築解体材も含む。

．．． ラ行 ．．．

○ラムサール条約（らむさーるじょうやく）

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約のこと。

ラムサール条約湿地を指定するための国際的な基準の一つに、「定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地」という基準がある。琵琶湖はその基準を満たしていることから、1993年、北海道釧路市で開催された「ラムサール条約第5回締約国会議」において認定を受けました。

○林家（りんか）

所有山林または所有山林以外の保有山林が1ha以上の世帯をいう。

○林業研究グループ（林研グループ）（りんぎょうけんきゅうぐるーぷ（りんけんぐるーぷ）

林業経営の改善および林業技術の向上を主たる目的として、林業後継者などを中心に組織され、共同で学習・研究活動、共同事業などを行うグループ。

○林産物（りんさんぶつ）

木野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、しいたけなどのきのこ類、樹液採取(うるし)などの特用林産物などがある。

○林道（りんどう）

木材などの林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するために森林内に開設された道路の総称。一般には、適正な林道の整備を図ることを目的として、林道の構造等の基本的な事項を定めた「林道規程」の基準を満たしている自動車道を指す。

○林道密度（りんどうみつど）

森林の単位面積(ha)当たりの林道延長。

○齢級（れいきゅう）

森林の林齢を5カ年でひとくりにしたもの。

例えば、林齢1～5年生までは1齢級、6～10年までは2齢級となる。

○路網整備（ろもうせいび）

森林施業をスムーズに行えるよう、適切な配置を考えて林道や作業道を開設すること。